

山梨DWAT登録時研修 【講義】

1. 災害派遣福祉チームについての基本事項
 2. 災害派遣福祉チームの活動
-

山梨県災害福祉支援ネットワーク会議事務局

山梨県福祉保健部福祉保健総務課

1. 災害派遣福祉チームについての 基本事項

【構成】

- I. 災害時の福祉が求められた背景
- II. 災害福祉支援ネットワークと
災害派遣福祉チーム
- III. 山梨県の体制について

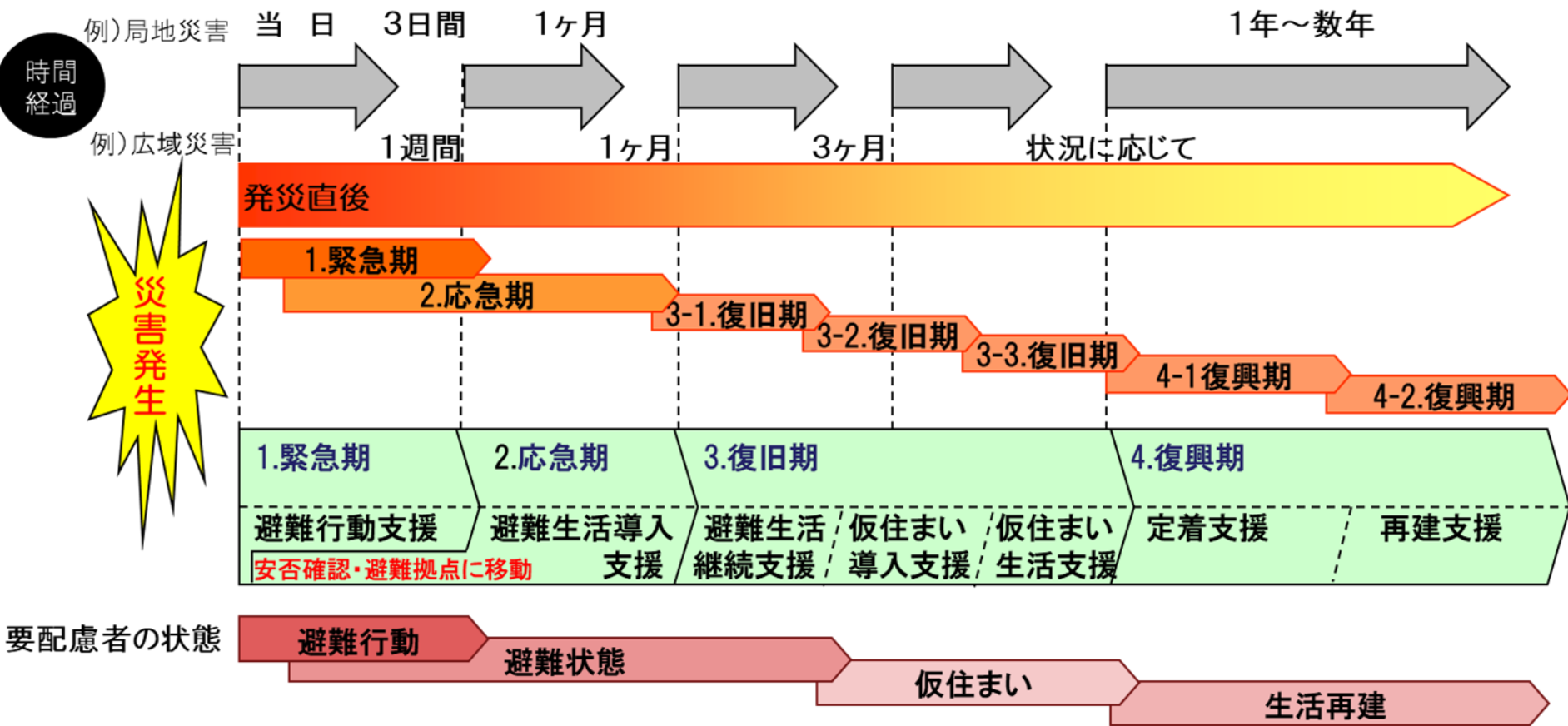
【構成】

I．災害時の福祉が求められた背景

II．災害福祉支援ネットワークと 災害派遣福祉チーム

III．山梨県の体制について

1.災害の時系列（フェーズ）を理解する



2.指定避難所とは

考え方	指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する。 (災害対策基本法第49 条の 7)
基 準	以下のすべてを満たすこと。 • 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 • 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること。 • 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。 • 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。 なお、主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所等については、上記の他に、 • 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。 • 災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。 • 災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。 (災害対策基本法施行令第20 条の 6) 福祉施設のほか、市民センターや公民館等が指定されていることが多い 学校が指定されていることが多い

3.過去の災害で発生したこと

一次被害

災害による直接死の発生

- ・特に高齢者・障害者に被害（避難行動の問題）

災害から助かった命

二次被害

災害直後からはじまる避難生活の中で生じる

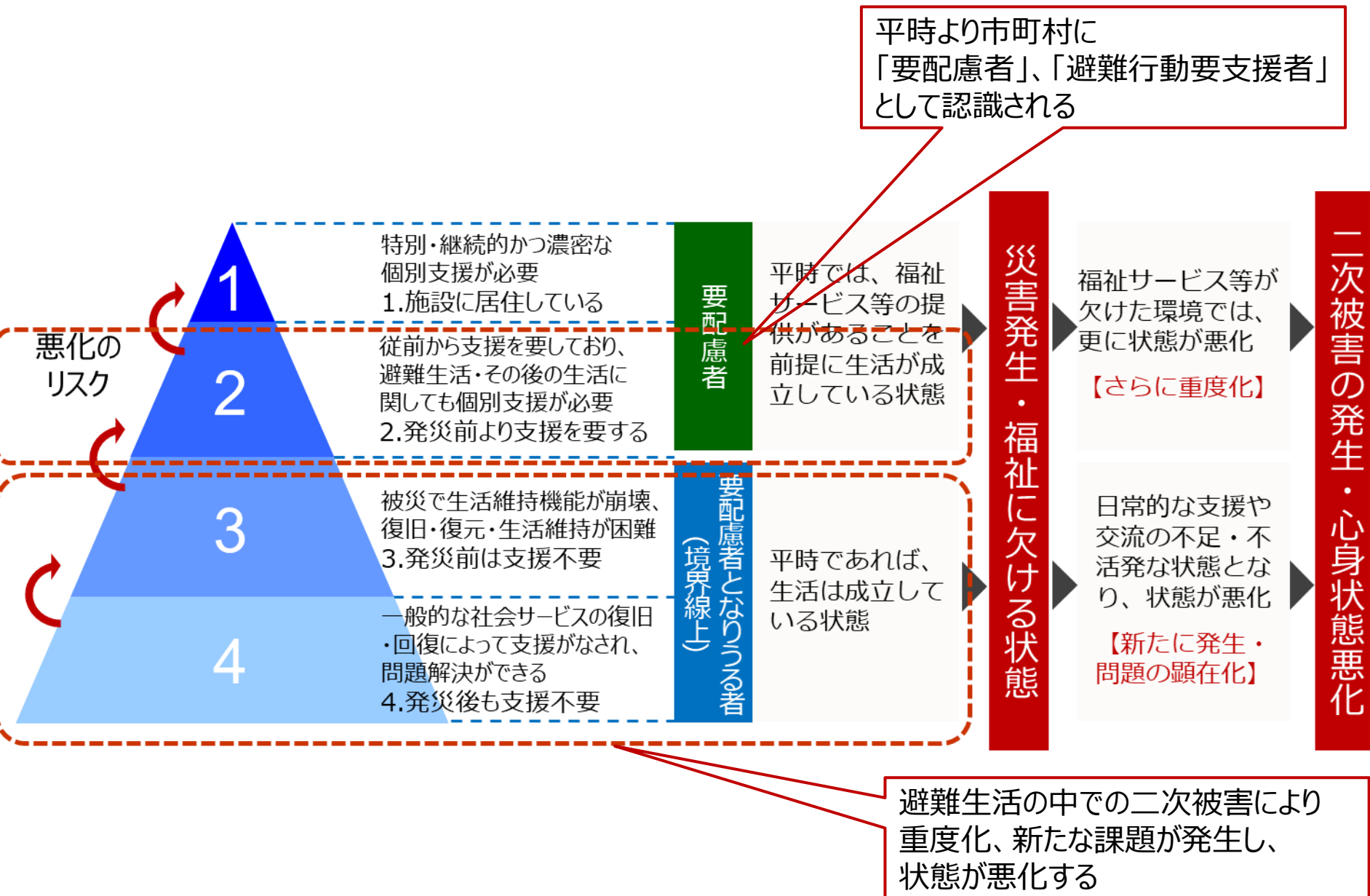
体調悪化や災害関連死の発生（避難生活の問題）

- ・特に要配慮者（高齢者や障害者、子ども等）に被害大
- ・重度化防止、課題の早期発見と対応が進まないことで状態が悪化することになる

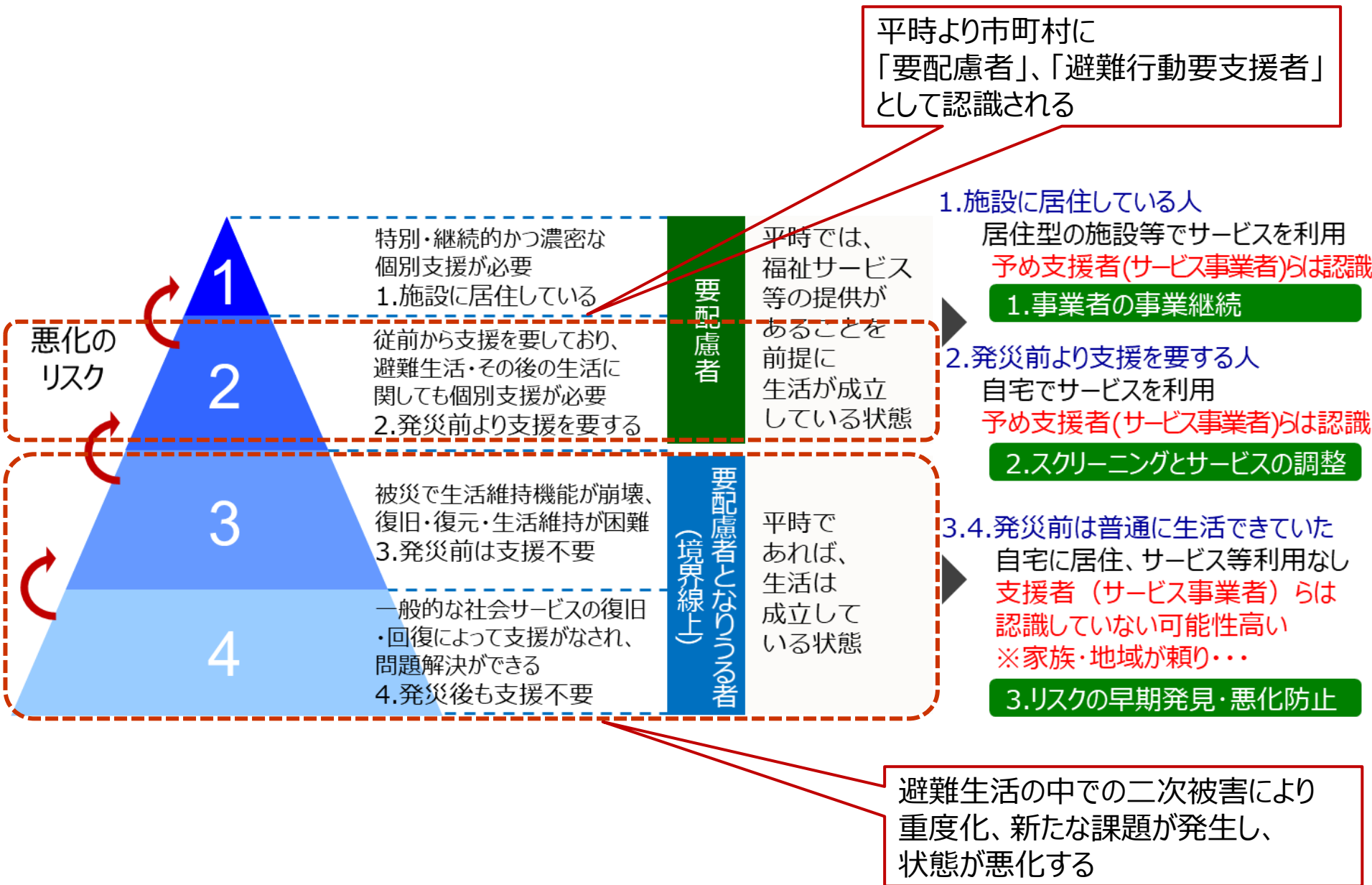
災害から助かったのに守られない命

生活を支える機能である福祉による支援は、災害時にも重要

4.支援を必要とする層と災害時に想定されるリスク



5.二次被害を防ぐために必要なこと

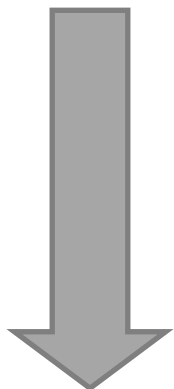


6.災害時「要配慮者」とは

災害対策基本法では、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている

- 高齢者（要介護の者）
- 障害者・児
- 乳幼児 …… 等のほか、妊産婦、乳幼児、外国人、疾病者、避難時または避難所で支援が必要となった人

いつ自分がその立場になってもおかしくない。
他人事ではない。



【人】 平時に市町村が把握する避難行動要支援者だけではなく、災害によって「誰もが」要配慮者になる可能性がある

【地域】 少子高齢化による人口構成の変化・在宅で暮らす重度の要介護者や障害者の増加・核家族化や地域コミュニティの弱体化

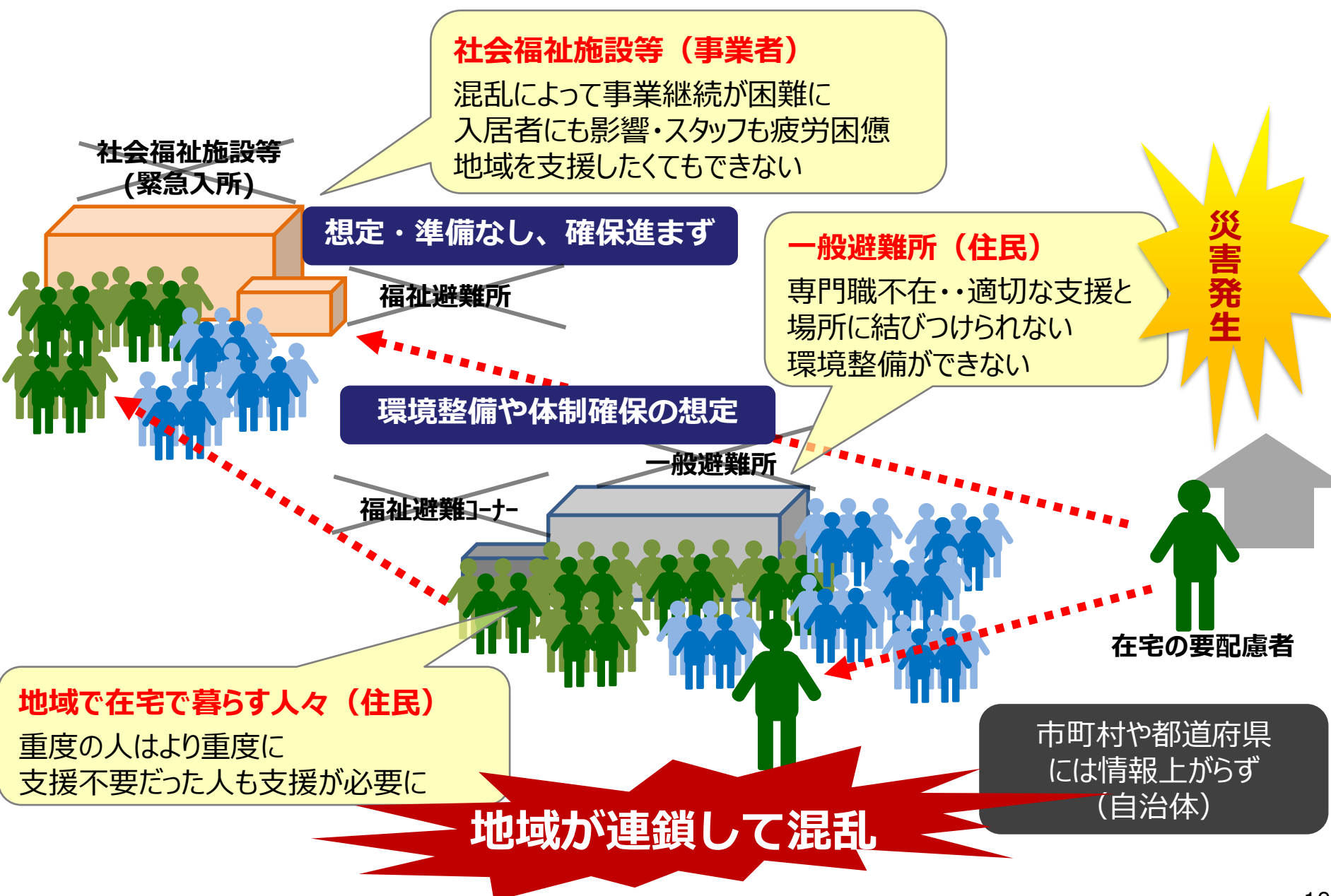
災害による被害は皆にとって同じではない

- ・・普段の生活で支援が必要な人はより支援が必要に、支援が不要だった人も新たに支援が必要になる可能性がある

災害の大きさだけで地域への影響をはかることはできない

- ・・その地域はどのような地域であるかで、災害のインパクトは異なる

7.災害時に想定される状況（災害派遣福祉チームがない場合）



8.二次被害の発生防止に向けた一般避難所の充実

①要配慮者の課題の見極めは、災害医療のみでは困難

→緊急医療中心のDMATや医療救護班だけでは、介護や障害等の課題把握は困難

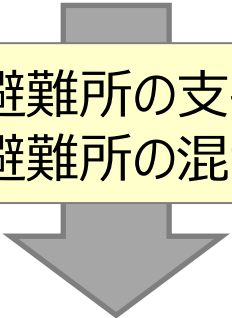
→介護や障害等の課題には、平時と同様に医療と福祉の連携が必要

②一般避難所の混乱

→避難生活をおくる場所・必要な支援についての見極めは難しく、
それができる人材も不足

③二次的避難所である福祉避難所の開設は進まず

→運用方法が定まっていない等から、指定はされていても開設は進まず
その結果、施設の緊急入所者は増加、被災地域の施設に大きな影響

- 
- 一般避難所の支援体制や環境整備が進まないことで、状態が悪化する人も発生
 - 一般避難所の混乱の余波は被災した福祉施設にも及び、事業継続を困難に

一般避難所を機能強化し、受け止められる人々を増やすことが必要

【構成】

I．災害時の福祉が求められた背景

**II．災害福祉支援ネットワークと
災害派遣福祉チーム**

III．山梨県の体制について

9.災害福祉支援ネットワークの構築

相次ぐ自然災害の発生、二次被害防止の観点から、厚生労働省は「災害時における福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を発出

都道府県内の災害時の福祉支援体制の構築のため

①都道府県内に災害福祉支援ネットワークを構築

→ 都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体等、市区町村も協力して、官民協働でネットワークを構築する

②避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成

→ 一般避難所・福祉避難所・在宅・自家用車・

被災した社会福祉施設等

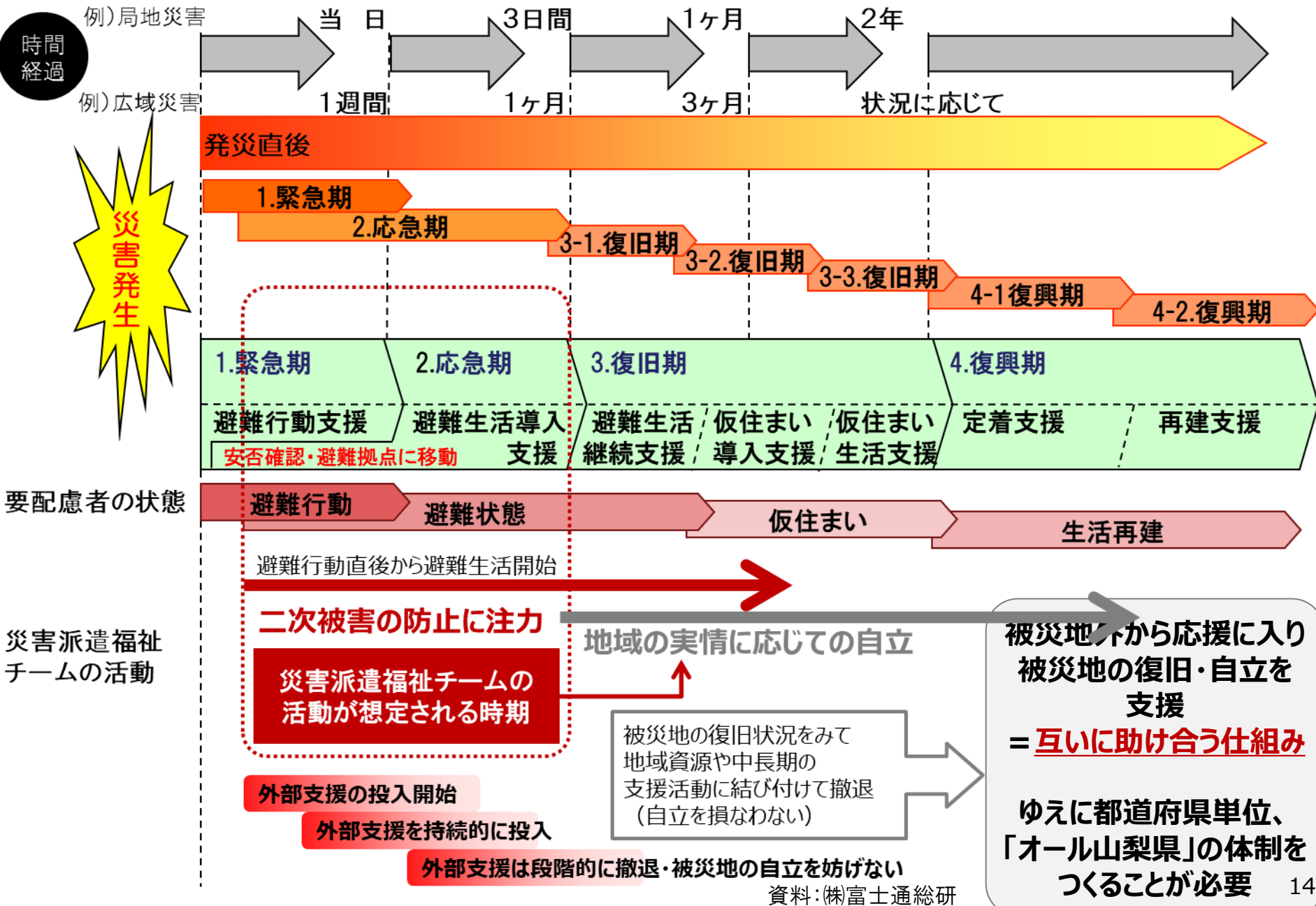
その他地域で生活する災害時要配慮者に福祉支援を行う

・・地域が持つ多様性から、高齢・障害等の種別に関わらない横断的なチーム組成が必要

→ 要配慮者を中心とした支援・連続した支援を行うべく、保健・医療の他職種と連携して取り組む

都道府県の災害時の福祉支援体制の一つ＝オフィシャルチーム

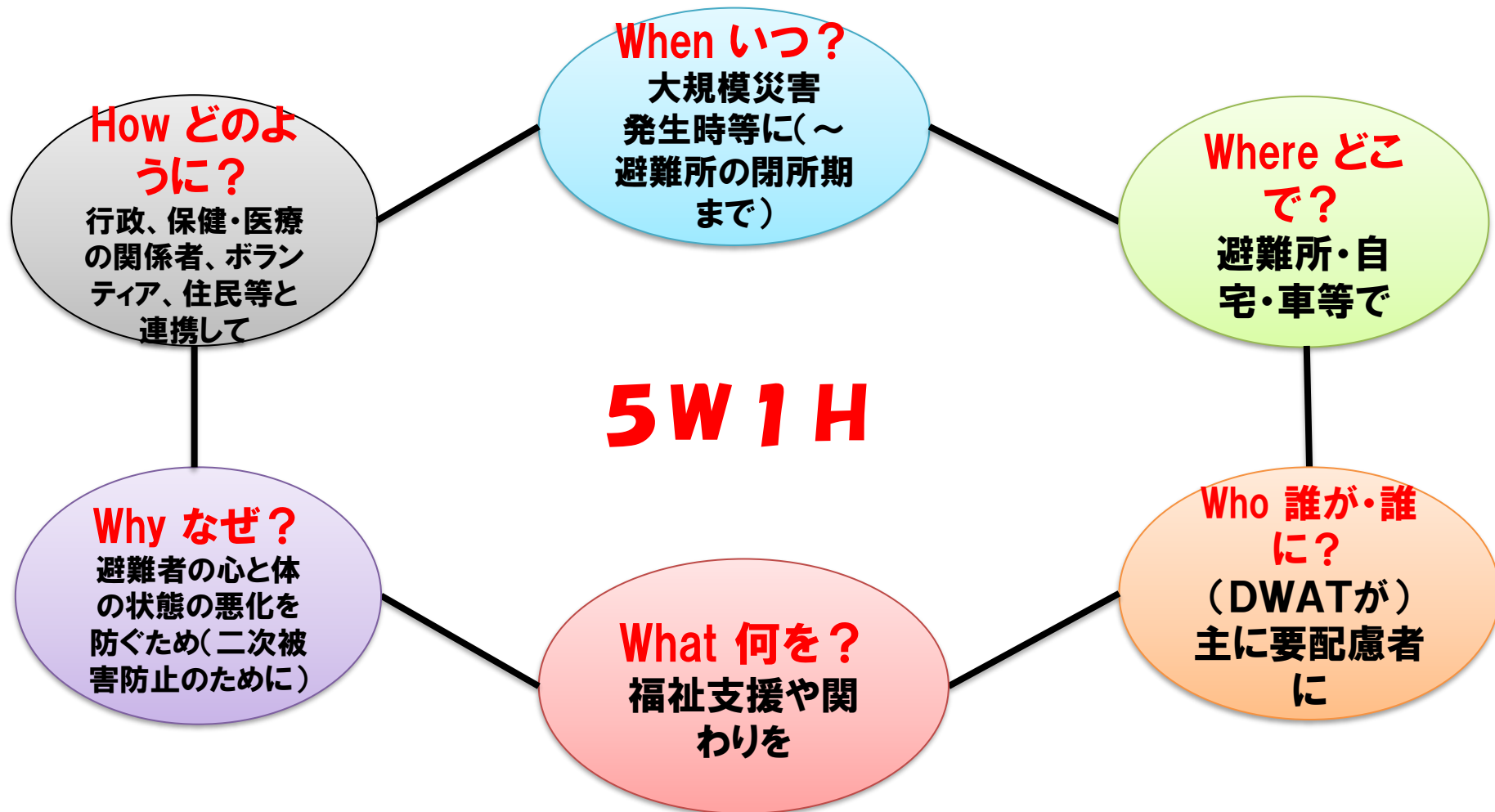
10.被災地の復旧・自立を応援する期間限定の仕組み



11.災害派遣福祉チーム（DWAT）

Disaster Welfare Assistance Team=DWAT
(ディーワット)

DWATって何をするの？



12.災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動

①要配慮者情報の収集

②指定福祉避難所等への誘導

③要配慮者へのアセスメント

④日常生活上の支援

⑤相談支援

⑥避難所等における環境整備

⑦本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告

⑧後続のチームへの引継ぎ

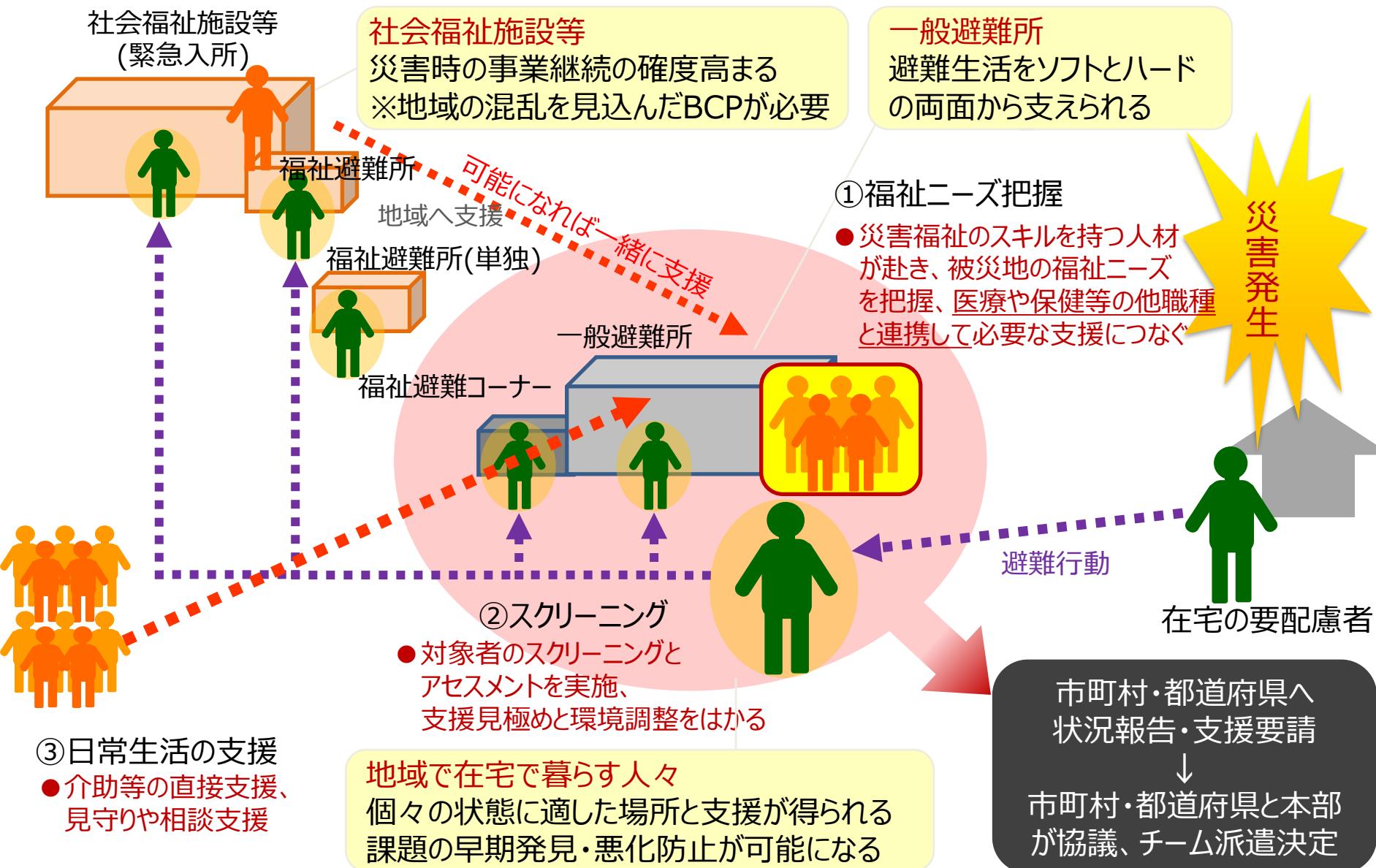
⑨被災市区町村や避難所等の管理者等との連携

⑩他職種との連携

⑪被災地域の社会福祉施設等との連携

ガイドライン
見直し後の内容

13.災害派遣福祉チーム（DWA T）があった場合



地域全体で取り組むことでしか実現しない＝自治体・事業者・住民

14. 災害時の活動のためには平時からの体制づくりが重要

被災地外からの支援のプロセス（一部再掲）

外部支援の投入開始

外部支援を持続的に投入

外部支援は段階的に撤退・被災地の自立を妨げない



災害はどこで起きるかわからない＝互いに支援しあえる関係が必要

⇒まずは都道府県内でネットワークをつくる必要がある

・そして災害時に支援しあえるためには、災害が起きる前＝平時において

- 県内や広域間で同じ仕組みを持ち、互いに支援できるようにする
- 外部からの支援をうまく受けられるよう、受援体制を整え、受援力を高める

・・・ことが必要となる

平時においては、チーム員は地域住民・自治体と一緒に
自分たちの地域を強くしていくことが重要

- ・ 災害時に備えた福祉支援体制づくりは、社会福祉法人や社会福祉施設、福祉専門職による「地域における公益的な取組」の1つであり、取り組むべきである。
- ・ それだけではなく、自分たちの利用者、仲間、事業所を守る相互支援の仕組みでもある。

15.全国の動き

都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWAT設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは47都道府県⇒全47都道府県で災害福祉支援ネットワークが構築済み
 - 災害派遣福祉チーム（DWAT）を設置しているのは47都道府県（全47都道府県で活動実績あり）
- ※「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

都道府県	登録者数
北海道	262
青森県	162
岩手県	289
宮城県	287
秋田県	177
山形県	89
福島県	232
茨城県	153
栃木県	405
群馬県	306
埼玉県	315
千葉県	434

都道府県	登録者数
東京都	642
神奈川県	330
新潟県	107
富山県	180
石川県	250
福井県	136
山梨県	143
長野県	217
岐阜県	270
静岡県	381
愛知県	365
三重県	227

都道府県	登録者数
滋賀県	299
京都府	250
大阪府	404
兵庫県	460
奈良県	172
和歌山県	140
鳥取県	240
島根県	260
岡山県	243
広島県	216
山口県	45
徳島県	167

都道府県	登録者数
香川県	148
愛媛県	268
高知県	209
福岡県	503
佐賀県	202
長崎県	126
熊本県	597
大分県	281
宮崎県	173
鹿児島県	160
沖縄県	211
全国	12,133

1 6.派遣事例①（令和6年能登半島地震）

概 要

- 被災地の1次避難所から直接、被災地外の2次避難所等へ行けない方を一時的に受け入れ、2次避難先が決まるまでをつなぐ避難所
- 想定滞在期間は2～3日
- 所管課：石川県健康福祉部 長寿社会課

●メインアリーナ

入所者：要配慮者等（自立生活可能な方）

収容数：286床（2床×143テント）

●サブアリーナ

入所者：介助や見守りが必要な高齢者

収容数：112床（2床×56区画）

●マルチパーパス

感染症患者用の居室



17.派遣事例②

熊本地震（2016年4月）

- ・ 益城町に熊本県チームが県内派遣され、熊本県からの依頼で広域派遣された2府県のチームと共に1か所の一般避難所を拠点に活動する

● **岩手県** 2016/4/28-5/18(5班)

● **京都府** 2016/5/12-5/31(3班)



台風10号災害（2016年8月）

- ・ 岩泉町に岩手県チームが県内派遣され、医療・保健の他職種との会議体「岩泉保健・医療・福祉・介護連携会議」を設置、2か所の一般避難所を拠点に保健師らと健康・福祉相談コーナー運営や相談支援等の悪化防止に取り組む

● **岩手県** 2016/9/1-10/7
(チーム員54名・ボランティア8名)



18.派遣事例③

平成30年7月豪雨（2018年7月）

- ・真備町に岡山県チームが県内派遣され、岡山県の依頼で5府県から広域派遣されたチームと共に3か所の一般避難所を拠点に活動する
- ・DMATや保健師等の他職種と連携した支援を実施、ボランティア団体の活用にも取り組む
- ・保健所に行政や医療・保健・福祉の団体等の会議体「倉敷地域災害保健復興連絡会議」(KuraDRO)が設置、チーム事務局も参加し保健・医療・福祉が連携して活動

●岡田小学校※8/22以降岡山県のみ

7/10~9/2 岡山県(13班)

7/20~8/13 京都府(6班)

8/13~8/21 青森県(2班)

●菌(その)小学校

※8/22以降岡山県のみ

7/18~9/2 岡山県(11班)

7/18~7/26 岩手県(2班)

7/24~8/5 静岡県(3班)

8/5~8/13 群馬県(2班)

●二万(にま)小学校

※当初より岡山県のみ

7/18~9/2 岡山県(11班)

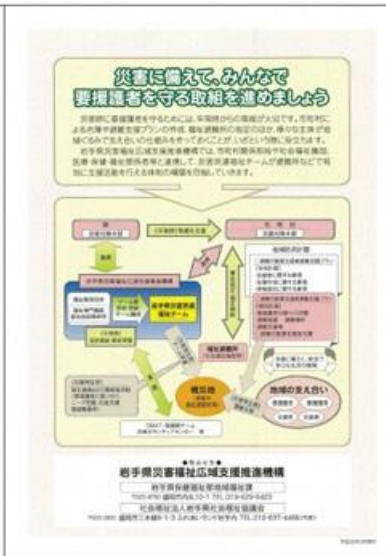


19.派遣後の取組事例（平時）①



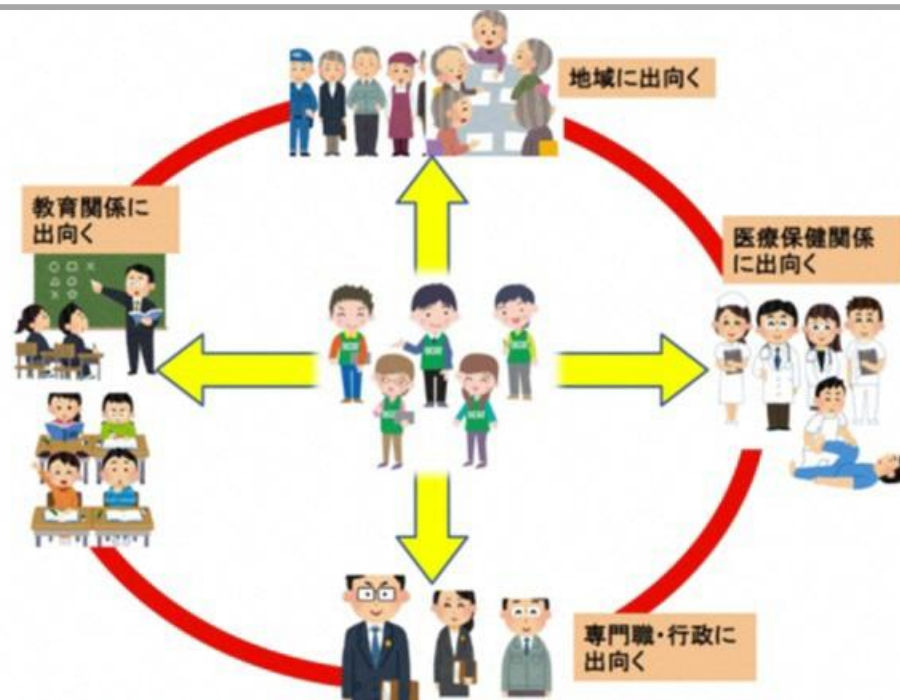
総合防災訓練(京都府)

保健・医療・福祉の専門職と地域住民が一緒に防災訓練に取り組む



啓発・周知のためのリーフレットやパネル(岩手県)
地域住民への普及・啓発、活動紹介のために資料を作成

20.派遣後の取組事例（平時）②



静岡市社協主催：夏休みボランティア・福祉体験 「考えよう！体験しよう！災害時の支え合い活動」

開催日：平成30年8月12日（日）静岡市社会福祉協議会
参加者：市内小学校4年生
内 容：「避難所で役立つ道具作り・避難用具の紹介と体験」

静岡市葵区一番町地区防災研修会

開催日：平成30年8月26日（日）静岡市特別支援教育センター
参加者：地区町内会役員、防災委員等
内 容：「静岡DCAT活動紹介、派遣活動報告、避難行動と移送用具紹介」



平時の活動（静岡県）

住民対象の防災活動の講師や、地域と一緒に防災訓練に取り組む

2 1.二次被害の防止・被災地域の自立を支援する

災害派遣福祉チームが心しておかねばならないこと

●被災した人々に対しては、二次被害の防止

- その人が避難生活を送るのに適切な場所が確保された時点から悪化防止、早期発見・早期対応等、他職種と連携して二次被害の防止に取り組み、生活再建につなげていくことが必要

●被災地域に対しては、被災地域の自立性の尊重

- 被災地外から応援に入るのは、被災地域が災害で失った支援力をカバーするためであり、復旧に集中するための「リリース」であるゆえに、災害派遣福祉チームの活動には「期限がある」
- ゆえに、チームの活動当初から自分たちがいなくなっても大丈夫な状態となることを目指した活動を心掛ける

× **自分がやりたい支援・やりすぎの支援は禁物**

災害派遣福祉チームは被災地外から応援に入るチーム
最後は地域資源や中長期の支援活動に支援や情報を引き継ぐ

【構成】

I．災害時の福祉が求められた背景

II．災害福祉支援ネットワークと
災害派遣福祉チーム

III．山梨県の体制について

山梨県災害福祉支援ネットワーク会議

- 活動目的: 大規模災害時等の要配慮者への福祉支援の円滑な実施
- 事務局: 山梨県福祉保健部福祉保健総務課
- 活動内容: 大規模災害時等における福祉支援の仕組みづくり
山梨県災害派遣福祉チーム(山梨DWAT)のチーム員の登録及び研修・訓練
チーム編成、派遣及び受援(他県DWATや支援団体の受入)等の活動
関係機関・団体等との連絡・情報共有
山梨DWATの周知・啓発 等

ネットワーク会議の構成団体

山梨県災害福祉支援ネットワーク会議の構成団体(16団体)

【福祉施設関係団体】

山梨県社会福祉法人経営者協議会、山梨県知的障害者支援協会
山梨県身体障害者施設協議会、山梨県精神障がい者地域生活支援ネットワーク
山梨県老人福祉施設協議会、山梨県老人保健施設協議会、児童養護施設部会
山梨県保育協議会、日本保育協会山梨県支部

【福祉関係職能団体】

(一社)山梨県社会福祉士会、(一社)山梨県介護福祉士会
(一社)山梨県介護支援専門員協会、山梨県精神保健福祉士協会
山梨県医療ソーシャルワーカー協会

【その他団体】

(福)山梨県社会福祉協議会、山梨県

山梨県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

協定書例

山梨県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書 山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）、及び山梨県社会福祉法人救済者協議会（以下「丙」という。）、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営委員会（以下「要配慮」という。）第2条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨D W A T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。 （目的） 第1条 この協定は、大規模災害時において、甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨D W A Tを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「要配慮施設」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。 （活動内容） 第2条 山梨D W A Tの活動は、次のとおりとする。 （1）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉ニーズの把握 （2）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等 （3）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備 （4）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援 （チーム員の登録） 第3条 丙は、自らの団体に参加する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨D W A Tへの協力が可能となる者について、乙に届け出る。 2 乙は丙から届出があった者のうち山梨D W A T活動時を修了した者を山梨D W A Tのチーム員として登録する。 （派遣要請） 第4条 甲は、要配慮第6条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨D W A Tの派遣を要請する。 2 乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨D W A Tの構成員の派遣を要請する。 3 丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等を調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能となるときは、山梨D W A Tの構成員を派遣する。 4 乙は、前項の報告に基づき、山梨D W A Tのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。 5 乙は、前項の山梨D W A Tのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。 （待機要請） 第5条 乙は、要配慮第6条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨D W A Tの構成員に派遣待機を要請する。 2 乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。	（費用負担） 第6条 第4条に基づき甲から要請された山梨D W A Tの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。 2 前項以外の山梨D W A Tの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。 （情報の交換、研修及び訓練） 第7条 甲、乙及び丙は、災害時等において山梨D W A Tが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。 2 甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。 （報告義務） 第8条 甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり得た個人情報等を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 （協議） 第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。 （有効期間） 第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日属する年度3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年更新するものとし、以降も同様とする。 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれが署名捺印の上、各1通を保持するとともに、丙は評議員会に対し、協定の内容を周知するものとする。 令和4年12月16日 甲 山梨県甲府市丸の内一丁目8番1号 山梨県知事 長崎 幸太郎 乙 山梨県甲府市北新一丁目2番12号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会 会長 高野 孫五郎 丙 山梨県甲府市北新一丁目2番12号 山梨県社会福祉法人救済者協議会 会長 坂本 幸一
--	---

大規模災害発生時等に福祉専門職で構成された山梨県災害派遣福祉チーム（山梨D W A T）を一般避難所等に派遣し、要配慮者に対し福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上・二次被害の防止を図るため、山梨県、（福）山梨県社会福祉協議会及び各福祉関係団体（計13団体）との間で「山梨県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定」が締結されました。

※令和4年12月14日



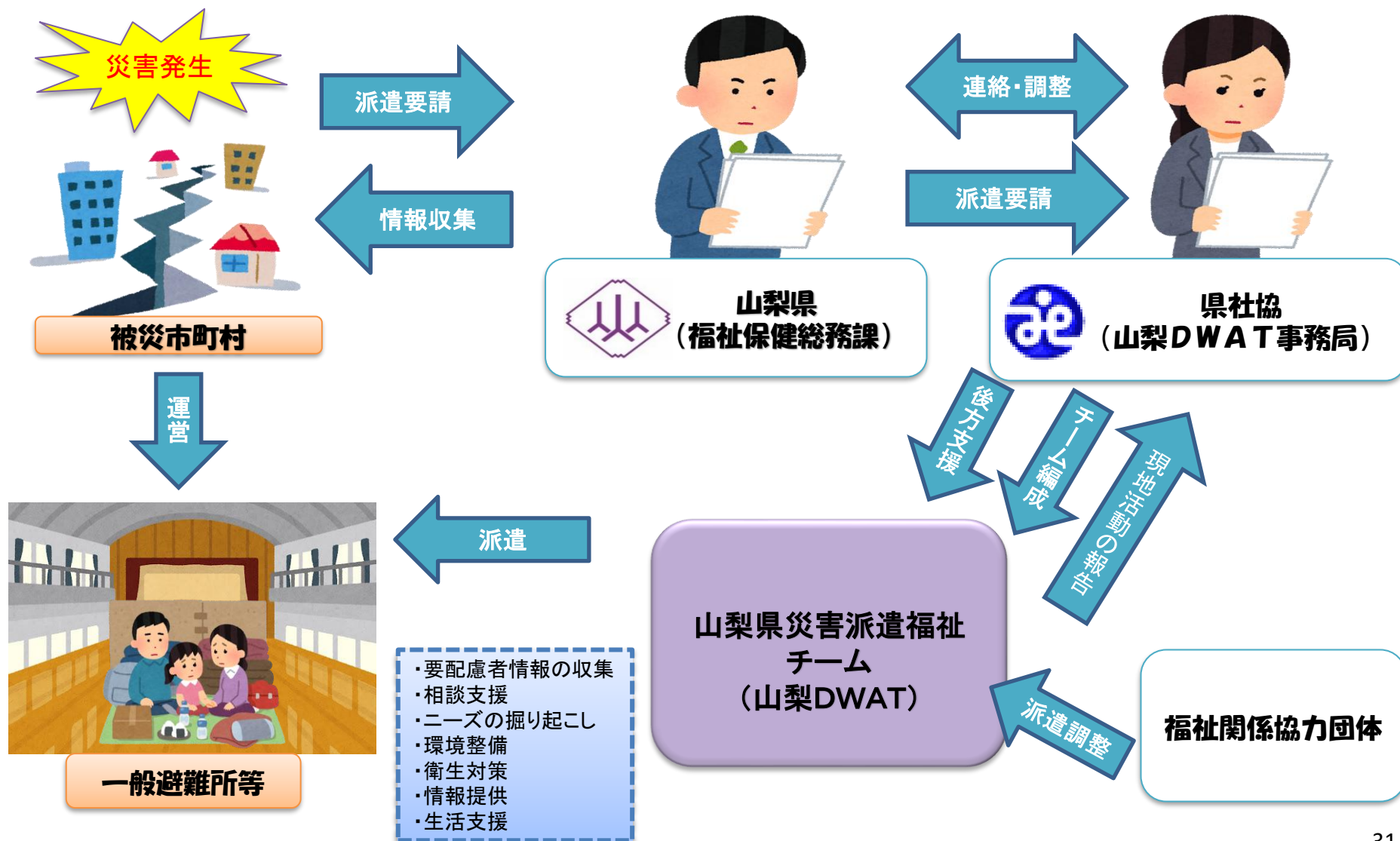
山梨県災害派遣福祉チーム(山梨DWAT)の設置

山梨DWAT地域別チーム員構成

	就業地域	居住地域
甲府	47	31
中北地域	37	40
峡東地域	25	34
峡南地域	7	8
東部地域	9	10
富士五湖地域	18	20
合計	143	143



山梨DWAT派遣要請から活動までの一般的な流れ



山梨DWATチーム員の登録要件

県及び県社協と協定を締結した福祉関係団体に所属する業務経験3年以上の職員や個人会員の方で、山梨DWAT登録時研修を修了した者を山梨DWATチーム員として登録

区 分	名 称
国家資格又公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、保育士、保育教諭、地域包括支援センター職員等
その他	特に山梨県知事が認めた者



対象拡大

業務経験1年以上で山梨DWAT登録時研修を受けた者

山梨DWAT チーム員登録までの流れ（協力団体を通じて登録を行う）

【協力団体とは】

県及び県社協と「山梨県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定」を締結した（締結予定も含む）、
社会福祉に関する事業を行う施設・事業所等が加入する団体または職能団体



<< 手続きの主な流れ >>

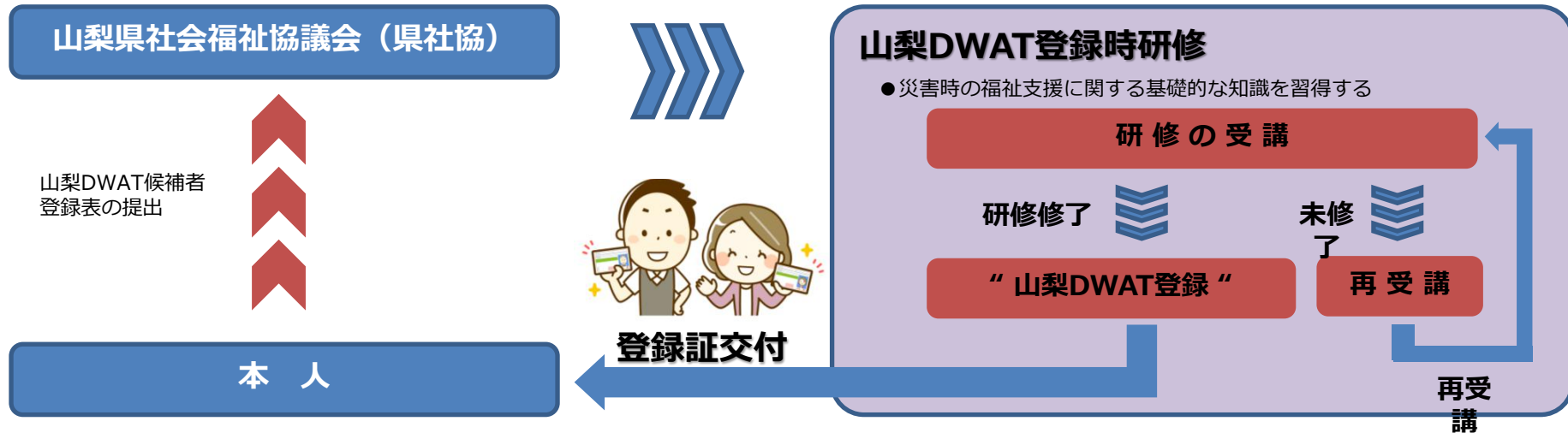
- ① 県社協から協力団体へ候補者の推薦を依頼
- ② 協力団体から施設等へ働きかけ
(協力団体が福祉施設関係団体の場合)
- ③ 施設、事業所から協力団体へ「山梨県災害派遣福祉チーム協力施設等届出書（様式第1-2号）」及び「山梨県災害派遣福祉チーム員候補者登録票（様式第2-1号）」を提出
- ④ 協力団体において上記③を取りまとめ、「山梨県災害派遣福祉チーム協力施設等届出書（様式第1-1号）」とあわせて県社協へ提出
(協力団体が福祉関係職能団体の場合)
- ⑤ 個人から協力団体へ「山梨県災害派遣福祉チーム員候補者登録票（様式第2-2号）」を提出
- ⑥ 協力団体において上記③を取りまとめ、「山梨県災害派遣福祉チーム協力会員等届出書（様式第3号）」とあわせて県社協へ提出
- ⑦ 候補者は「山梨DWAT登録時研修」を受講
- ⑧ 研修修了者は県において山梨DWATに登録するとともに
- ⑨ 県社協より「山梨県災害派遣福祉チーム員登録証（様式第6号）」が交付される

【留意事項】

協力団体へ書類提出前に山梨DWATとしての活動について所属する法人、施設、事業所等の了解を必ず得てください。
※災害時に出勤する可能性があること、平時に地域での活動に参加することなど

山梨DWAT チーム員登録までの流れ（協力団体を通さず登録を行う）

※協力団体に所属しておらず、現に福祉施設に従事する者、または県社協及び市町村社協職員



<< 手続きの主な流れ >>

- ① 本人が「山梨県災害派遣福祉チーム員候補者登録票（様式第2－3号）」を提出
- ② 候補者は「山梨DWAT登録時研修」を受講
- ③ 研修修了者は県において山梨DWATに登録するとともに
- ④ 県社協より「山梨県災害派遣福祉チーム員登録証（様式第6号）」が交付される

チーム員の登録変更・脱退手続①

福祉施設関係団体経由で登録した場合

- ①連絡先（メールアドレス等）の変更、資格の追加及び住所等の変更、チーム員からの脱退は、様式第7－1号を用いて、所属法人から山梨DWAT事務局まで連絡（メール）
- ②所属施設等又は協力団体が変わった場合は、
（異動先が福祉施設法人の場合）
新たな所属の所属長の了解を得た上で、様式第7－1号を用いて、所属法人から山梨DWAT事務局まで連絡（メール）
（変更先が福祉関係職能団体の場合）
様式第7－2号を用いて、山梨DWAT事務局まで連絡（メール）
- ③変更により、変更先がいずれの協力団体にも属していない場合、様式第7－3号を用いて、山梨DWAT事務局まで連絡（メール）
- ④合わせて、変更前後及びチーム員脱退で関係する協力団体にも変更等
に関して連絡願います。

チーム員の登録変更・脱退手続②

福祉関係職能団体経由で登録した場合

- ①連絡先（メールアドレス等）の変更、資格の追加及び住所等の変更、チーム員からの脱退は、様式第7-2号を用いて山梨DWAT事務局まで連絡（メール）
- ②福祉施設関係団体の会員施設法人へ所属した場合は、
新たな所属の所属長の了解を得た上で、様式第7-1号を用いて
山梨DWAT事務局まで連絡（メール）
- ③変更により、変更先がいずれの協力団体にも属していない場合、様式第7-3号を用いて、山梨DWAT事務局まで連絡（メール）
- ④合わせて、変更前後及びチーム員脱退で関係する協力団体にも変更等
に関して連絡願います。

チーム員の登録変更・脱退手続③

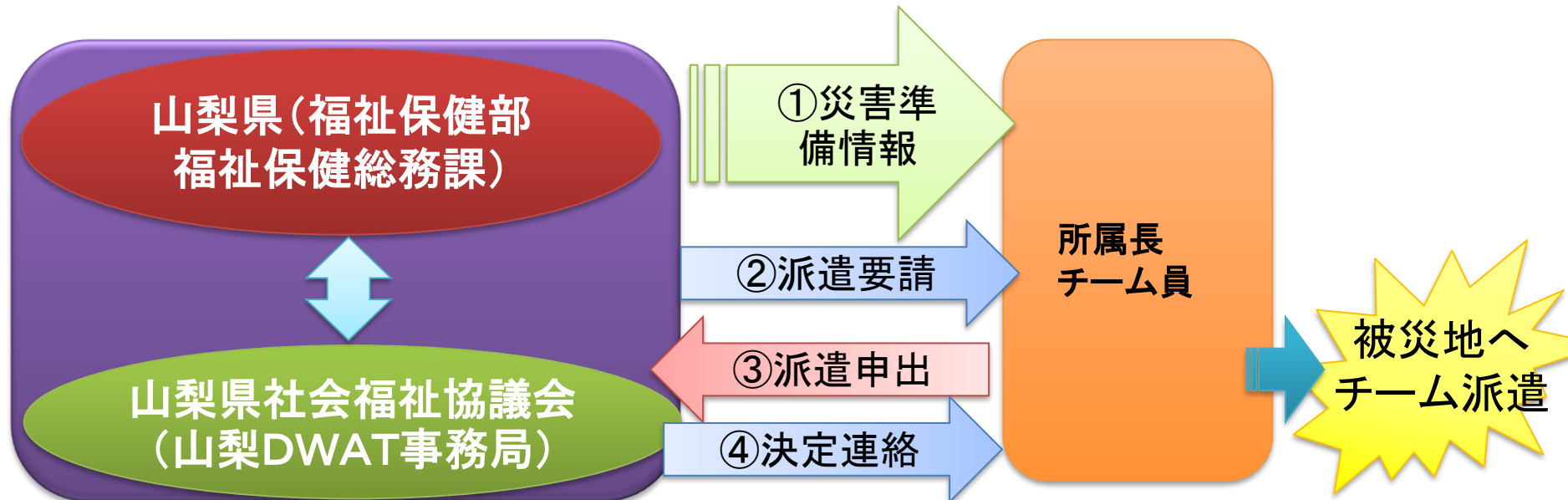
個人で登録した場合

- ①連絡先（メールアドレス等）の変更、資格の追加及び住所等の変更、チーム員からの脱退は、様式第7-3号を用いて山梨DWAT事務局まで連絡（メール）
- ②施設等又は協力団体に所属した場合は、
（異動先が福祉施設法人の場合）
新たな所属の所属長の了解を得た上で、様式第7-1号を用いて、所属法人から山梨DWAT事務局まで連絡（メール）
（変更先が福祉関係職能団体の場合）
様式第7-2号を用いて、山梨DWAT事務局まで連絡（メール）
- ③合わせて、変更後で関係する協力団体にも変更等に関して連絡願います。

登録後の流れ(災害時)

災害時

- ①山梨DWAT事務局から災害準備情報の発信(派遣待機の有無等)
- ②山梨DWAT事務局から所属長・チーム員(登録アドレス)あて派遣要請連絡
- ③チーム員より山梨DWAT事務局あて派遣申出
- ④山梨DWAT事務局から所属長・チーム員あて派遣決定連絡



登録後の流れ(平時)

平時

▪ 研修案内

- ①山梨DWAT事務局から所属長・チーム員(登録アドレス)あて研修案内
- ②出欠等について山梨DWAT事務局あて提出

▪ 日頃の情報共有等

- ①チーム員から山梨DWAT事務局へ平時の活動(地域防災訓練の実施等)報告
- ②山梨DWAT事務局から全チーム員あて活動報告の共有

2. 災害派遣福祉チームの活動

【構成】

- I. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の使命
- II. 活動の流れ
- III. 避難所等での活動

【構成】

I．災害派遣福祉チーム（DWA T）の 使命

II．活動の流れ

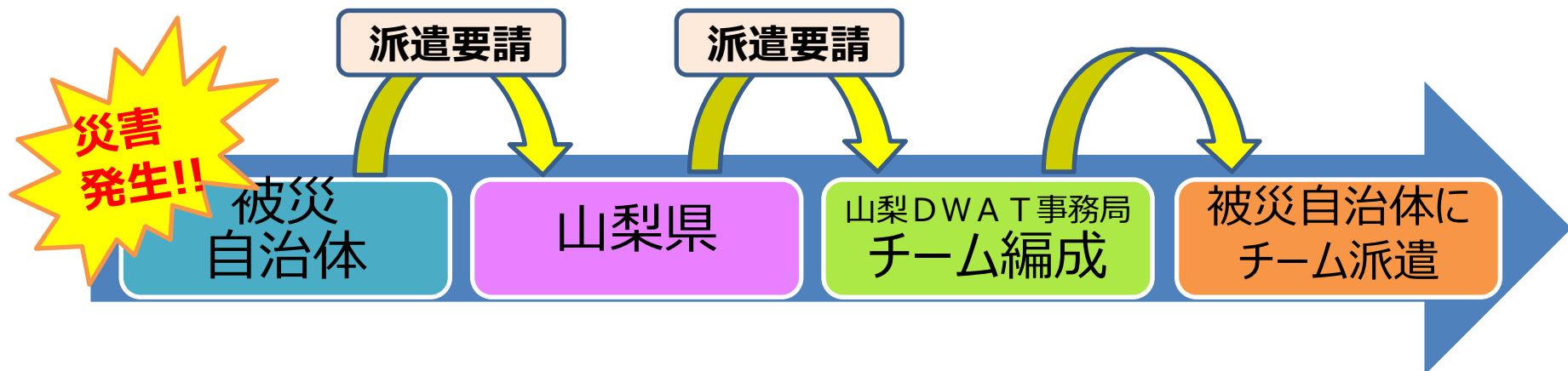
III．避難所等での活動

1.災害派遣福祉チームは公的なチームである

災害派遣福祉チームは、
**被災自治体からの派遣要請に基づき
避難所等に派遣される公的なチーム**

- 1チーム4～6名程度（職種構成や性別にも配慮）
- 活動目安は5日間程度
- 派遣チームには、チームリーダーを配置
※被災地への派遣経験等を踏まえて指名されます。
（役割）チームの取りまとめ、各日の活動状況の報告、活動報告書の作成等
- 社会資源の復旧の状況、関係団体の活動状況等を勘案し、被災市区町村及び避難所等の管理者等と協議の上、派遣終了
※いずれの例も地域資源や中長期の支援等に結び付けて活動終了

（山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領及び災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン）



2.二次被害の防止・被災地域の自立を支援する(再掲)

災害派遣福祉チームが心しておかねばならないこと

●被災した人々に対しては、**二次被害の防止**

- その人が避難生活を送るのに適切な場所が確保された時点から悪化防止、早期発見・早期対応等、**多職種と連携して二次被害の防止に取り組み**、生活再建につなげていくことが必要

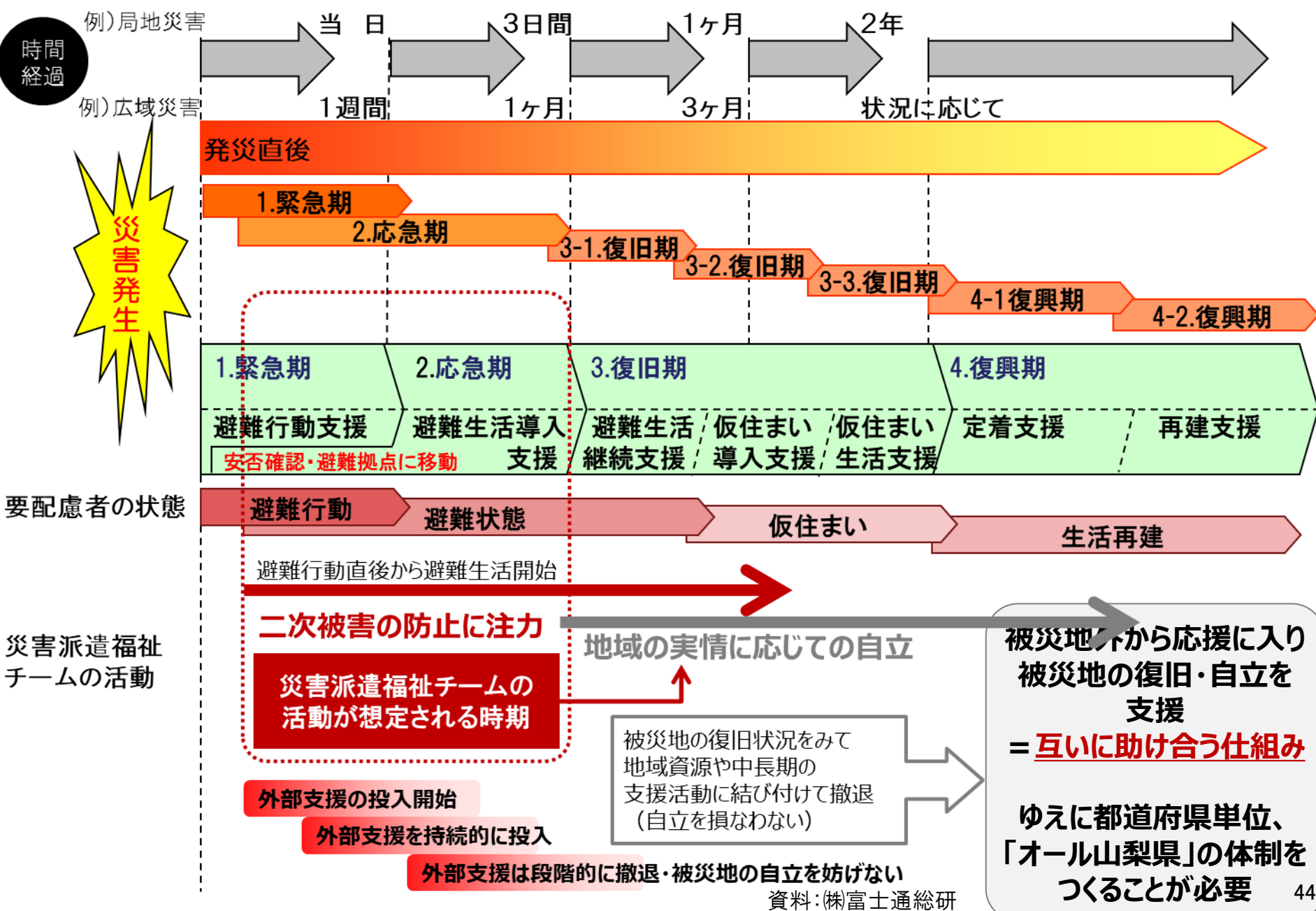
●被災地域に対しては、**被災地域の自立**を尊重

- 被災地外から応援に入るのは、被災地域が災害で失った支援力をカバーするためであり、復旧に集中するための「**リリース**」であるゆえに、災害派遣福祉チームの活動には「**期限がある**」
- ゆえに、チームの活動当初から**自分たちがいなくなっても大丈夫な状態となることを目指した活動**を心掛ける

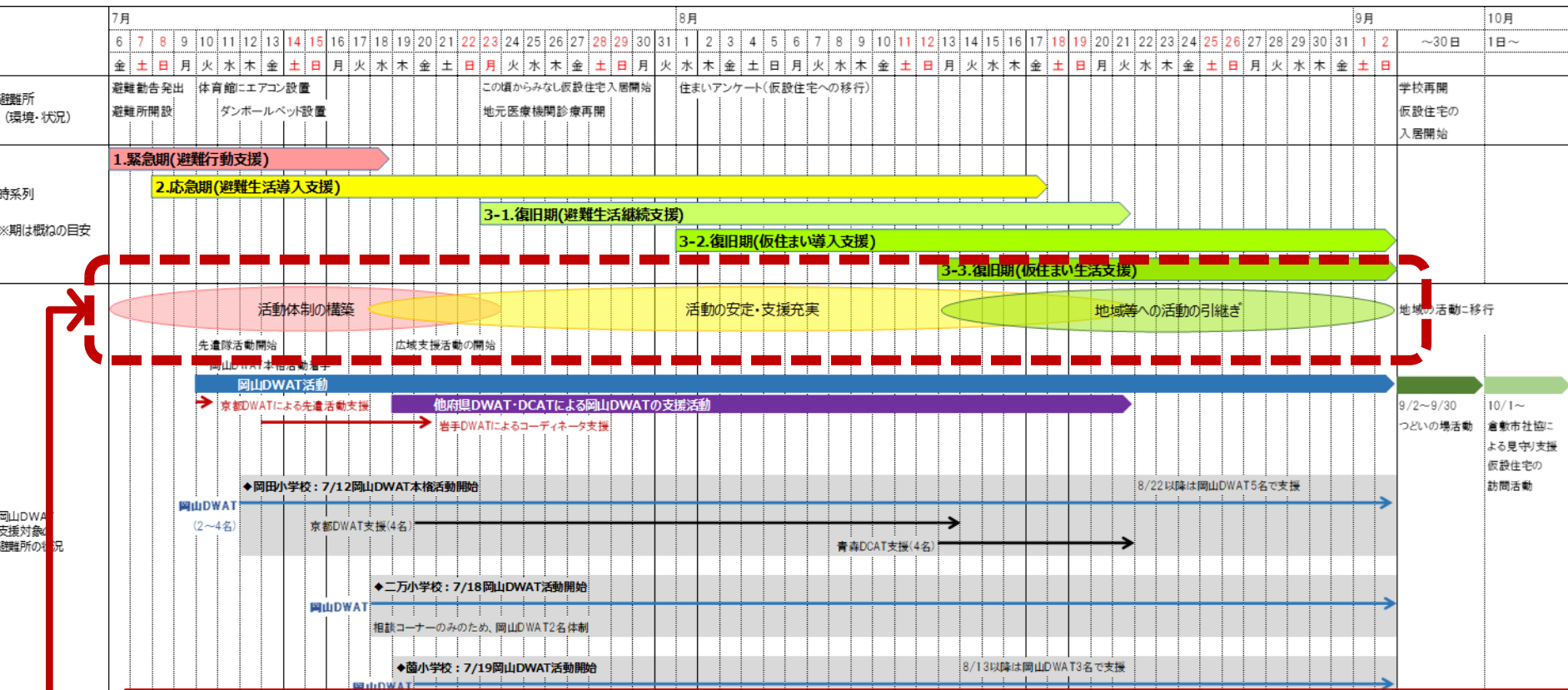
× やりたい支援・やりすぎの支援は禁物

災害派遣福祉チームは被災地外から応援に入るチーム
最後は地域資源や中長期の支援活動に支援や情報を引き継ぐ

3.災害派遣福祉チームの活動時期（再掲）



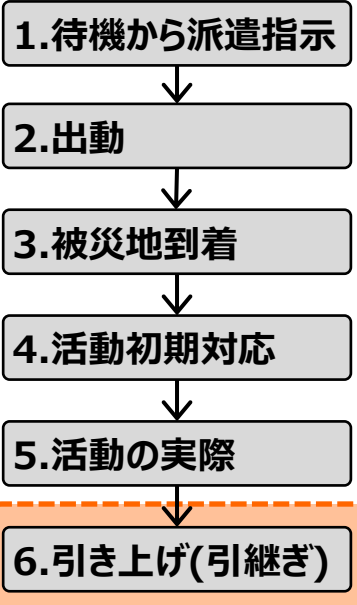
4.災害派遣福祉チームの活動時期(例:平成30年7月豪雨被害)



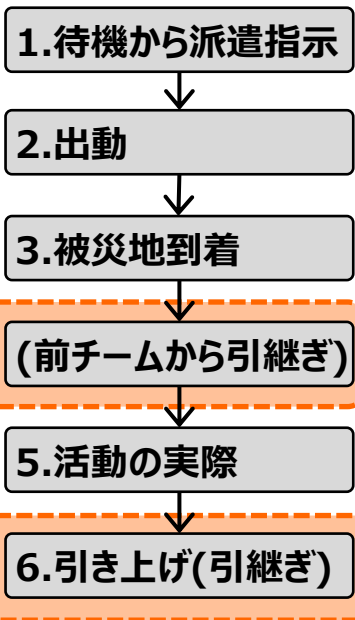
- 活動の流れは、概ね次のように整理される
- 活動体制の構築 → 外部支援の投入開始
 - 活動の安定・支援充実 → 外部支援を持続的に投入
 - 地域への活動の引継ぎ → 外部支援は段階的に撤退・地域の自立を妨げない

5.災害派遣福祉チームの活動継続（つなぎ）

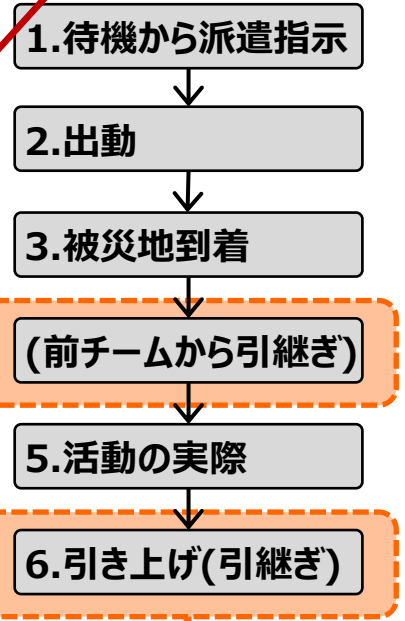
1班



2班



最終班



「4.活動初期対応」の内容は、前チームからの引継ぎでカバーできる情報も多い。特に要配慮者には負担をかけないよう、きちんと情報を引継ぐようにする。

災害派遣福祉チームの最終班は、地域資源や中長期の活動に支援を引き継ぐ。そのため、引継ぎ先との連携や調整、引継ぐ情報の整理も重要となる。

地域資源や中長期の活動に支援を引き継ぐ

6.事務局はシフト表を作成(例:岡山県・静岡県)

～9月2日(日)		岡山DWA1第1選派定調整																																							
年・月	派遣者所属先	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
先	①岡田小学校	岡山3名																																							
1	①岡田小学校	岡山6名																																							
2	①岡田小学校	岡山8名																																							
	④園小学校(分館)	経:夜:夜:明																																							
	①岡田小学校	岡山4名 立派4名																																							
3	②二万小学校	岡山2名																																							
	④園小学校(分館)	経:夜:夜:夜:明																																							
	③園小学校	岡山2名																																							
		若手4名																																							
4	①岡田小学校	岡山4名 立派4名																																							
	②二万小学校	岡山2名																																							
	③園小学校	岡山2名																																							
		若手4名 参画4名																																							
5	①岡田小学校	岡山5名 立派4名																																							
	②二万小学校	岡山2名																																							
	③園小学校	岡山2名 参画4名																																							
6	①岡田小学校	岡山5名 立派4名																																							
	②二万小学校	岡山2名																																							
	③園小学校	岡山3名 参画4名																																							
7	①岡田小学校	岡山4名 立派4名																																							
	②二万小学校	岡山2名																																							
	③園小学校	岡山2名																																							
		若手4名+参画2名																																							
8	①岡田小学校	岡山3名 立派4名																																							
	②二万小学校	岡山2名																																							
	③園小学校	岡山2名																																							
		若手4名+参画2名																																							

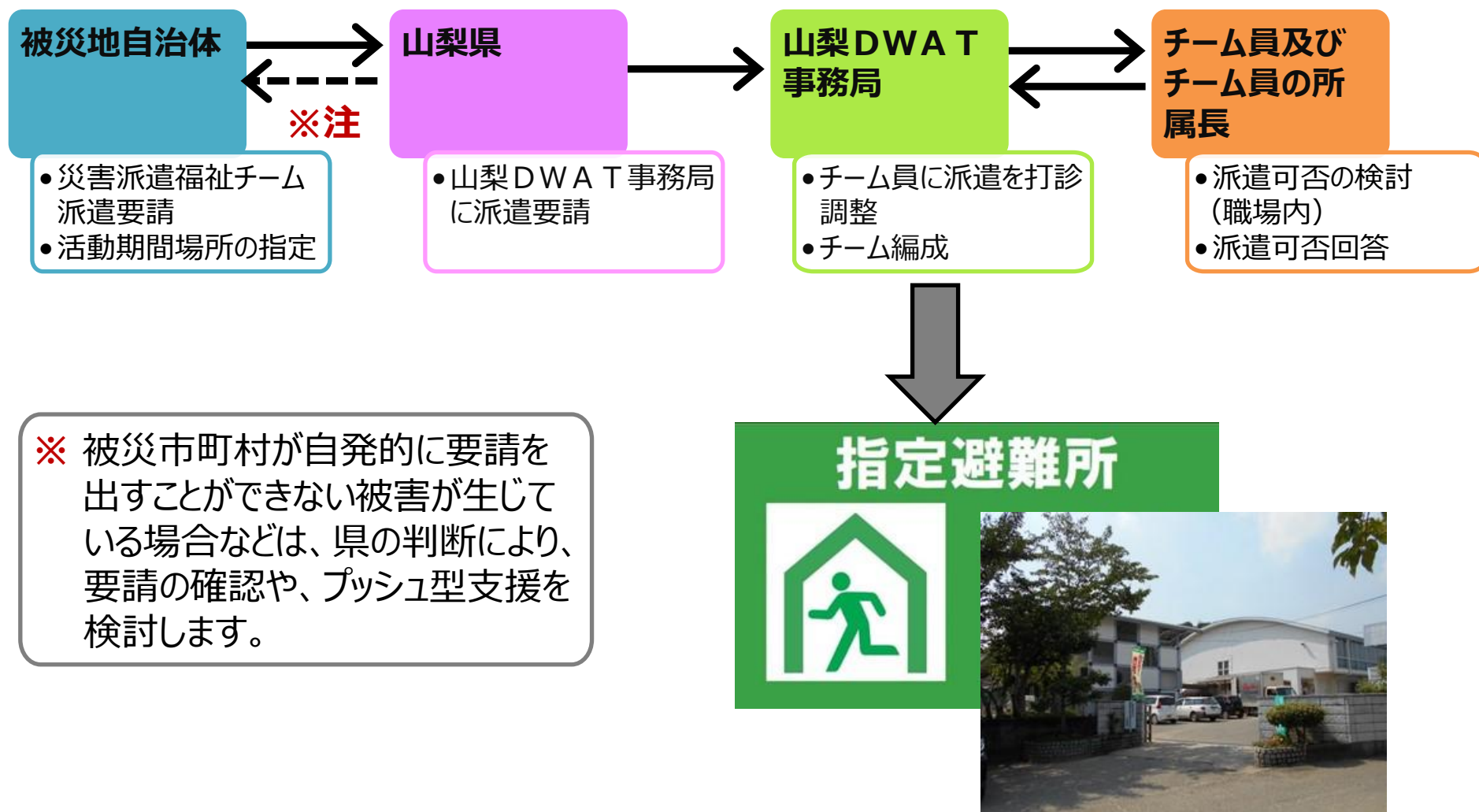
**事務局は派遣の全体計画を作成
(岡山県：平成30年7月豪雨)**

**事務局はニーズに合わせてチーム員の配属計画を作成
(静岡県：平成30年7月豪雨)**

No.	氏名	性別	所属	班長	備考	21 土	22 日	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	
1	----	男	県社協		第1班			移動	引継				引継	帰静									
2	----	男	----	●					移動	引継				引継	帰静								
3	----	女	----						移動	引継				引継	帰静								
4	----	女	----						移動	引継				引継	帰静								
5	----	男	----	●	第2班							移動	引継				引継	帰静					
6	----	男	----										移動	引継				引継	帰静				
7	----	女	----										移動	引継				引継	帰静				
8	----	女	----										移動	引継				引継	帰静				
9	----	男	----	●	第3班											移動	引継				引継	帰静	
10	----	男	----														移動	引継				引継	帰静
11	----	女	----														移動	引継				引継	帰静
12	----	女	----														移動	引継				引継	帰静

7.派遣要請

被災自治体の派遣要請が大前提



8.災害時の福祉支援体制

・山梨DWA Tのチーム編成等の基本的な考え方

○災害時には、各関係機関等が連携した活動・支援等が極めて重要です。

○このため、県の保健所圏域（5区域）を参考としつつ、富士・東部地域を2つに分けて計6地域でチームの構築・編成ができる体制を目指しています。



9.山梨DWA T活動の基本方針①

・ 山梨DWA Tの派遣基準 (山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領第6条)

山梨県内への派遣

- ① 県内で災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害が発生したとき。
- ② 避難所等を設置する被災地の市町村から県に対して山梨DWA Tの派遣要請があったとき。
- ③ 緊急性があり、山梨DWA Tを派遣することが必要であると認められるとき。

県外への派遣

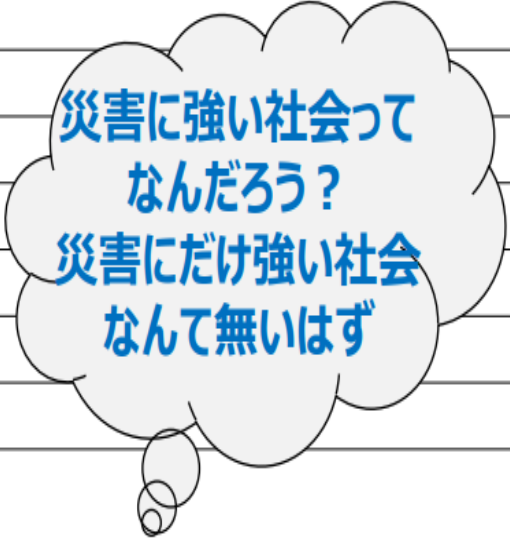
- ④ 国又は他都道府県から県に対して山梨DWA Tの派遣要請があったとき。

【災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用基準について(内閣府HPより)

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家等へ被害が生じた場合
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、その多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合等

10.災害救助法が適用された近年の災害

		災害の 内容	適用自治体		災害派遣福祉チームが活動した災害
			都道府県	市町村	
平成23年	2011	6	22	288	東日本大震災
平成24年	2012	7	17	51	
平成25年	2013	10	17	33	
平成26年	2014	8	12	18	
平成27年	2015	3	7	28	
平成28年	2016	4	5	68	平成28年熊本地震 平成28年台風10号
平成29年	2017	6	9	26	
平成30年	2018	6	10	114	平成30年7月豪雨
令和元年	2019	4	16	332	令和元年台風19号に伴う災害
令和2年	2020	8	18	143	令和2年7月豪雨
令和3年	2021	—	—	—	令和3年7月1日からの大雨による災害 ※令和3年7月伊豆山(熱海市)土砂災害

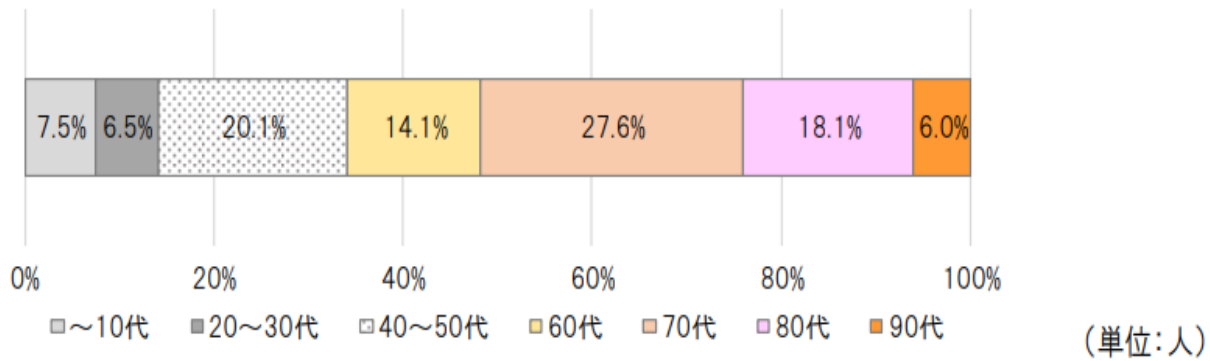


11.昨今の日本では水害等をはじめとする災害が頻発

●被害の大きかった岡山県、広島県、愛媛の3県の死者数のうち、水害・土砂災害によって死亡した人の約7割が60歳以上

→要介護高齢者や障害者のように避難行動をとることが難しいことや、避難行動の判断をするための知識や情報を得ることの課題等が考えられる。

平成30年7月豪雨における人的被害の状況（岡山県・広島県・愛媛県の年齢別死亡者数）



	～10代	20～30代	40～50代	60代	70代	80代	90代	計
水害による死者	1	1	7	8	26	21	4	68
土砂災害による死者	13	9	25	18	24	12	6	107
その他(要因不明・関連死)	1	3	8	2	5	3	2	24
計	15	13	40	28	55	36	12	199
	7.5%	6.5%	20.1%	14.1%	27.6%	18.1%	6.0%	100.0%

資料)「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告) 参考資料1.平成30年

12.山梨DWA T活動の基本方針②

・山梨DWA Tの派遣の考え方

【例】富士山噴火が発生（災害救助法適用）

○避難計画によると富士五湖地域、峡南地域、東部地域で多くの避難所が開設される可能性が高い

○被災市町村から山梨DWA Tの派遣要請

〈非被災圏域(DWAT支援圏域)〉

☞ DWATの派遣により支援を行う地域

被災市町村の山梨DWAT派遣要請等に基づき県が山梨DWATの派遣の可否を判断し、被災市町村へ派遣が行われる

〈被災圏域(DWAT受援圏域)〉

☞ 県内他地域からDWATの支援を受ける地域
※当該地域のDWATチーム員への派遣要請はしない

チーム員登録者は所属施設・団体及び近隣施設等の災害対応に注力



13.災害派遣福祉チームの身分等

1. 行政からの依頼により公式に派遣されるものであり、チーム員は公務に準ずる活動に従事する。
2. 現地での活動場所は、派遣要請元（被災市町村）からの指示による。
3. 活動期間中は、派遣先責任者（例：行政の福祉課担当者、避難所運営担当者）の指揮・指示に基づき活動する。
4. 活動に要する費用は、災害救助法による救助費の支弁対象となる場合は県が負担する。それ以外の場合には、県と派遣要請元自治体との協議の上、決定する。

（山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領第8条、山梨県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定第6条）

14.派遣に係るチーム員の費用

災害救助法に規定する災害救助費の支弁対象となった費用を支給します。

【対象費用】

日当、超過勤務手当、旅費、車両の使用に係る燃料代、活動に必要な消耗品費や備品購入費で県又はDWAT事務局が認めるもの

15.活動への補償

- 支援活動は所属法人（事業所）の業務として行う。
⇒支援活動中のケガ等の治療は労災保険で対応する
- 支援活動時間帯以外のケガ・事故（労災適用外）
⇒旅行傷害保険に加入して対応する（派遣前に県が加入）
(山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領第8条)



★山梨県災害派遣福祉チーム（山梨DWA T）の活動は、ボランティア活動ではない。（安心、安全に活動ができるよう補償体制を整備している）

公的なチームであるので、チーム員として責任ある活動を

【構成】

I．災害派遣福祉チーム（D W A T）の 使命

II．活動の流れ

III．避難所等での活動

16.災害派遣福祉チームの編成について

山梨DWA T事務局がチーム編成を行う

- 被災地のニーズに即した人員編成とする
- 多職種での編成を基本とする
- 男女協働参画の視点を踏まえた配置
- ニーズの変化に柔軟に対応できるようにする

例) 初期：活動体制の構築

緊急対応・スクリーニングやアセスメント等による初期情報の把握や対応・各種相談対応・他職種と連携体制構築

中期：活動の安定・支援充実

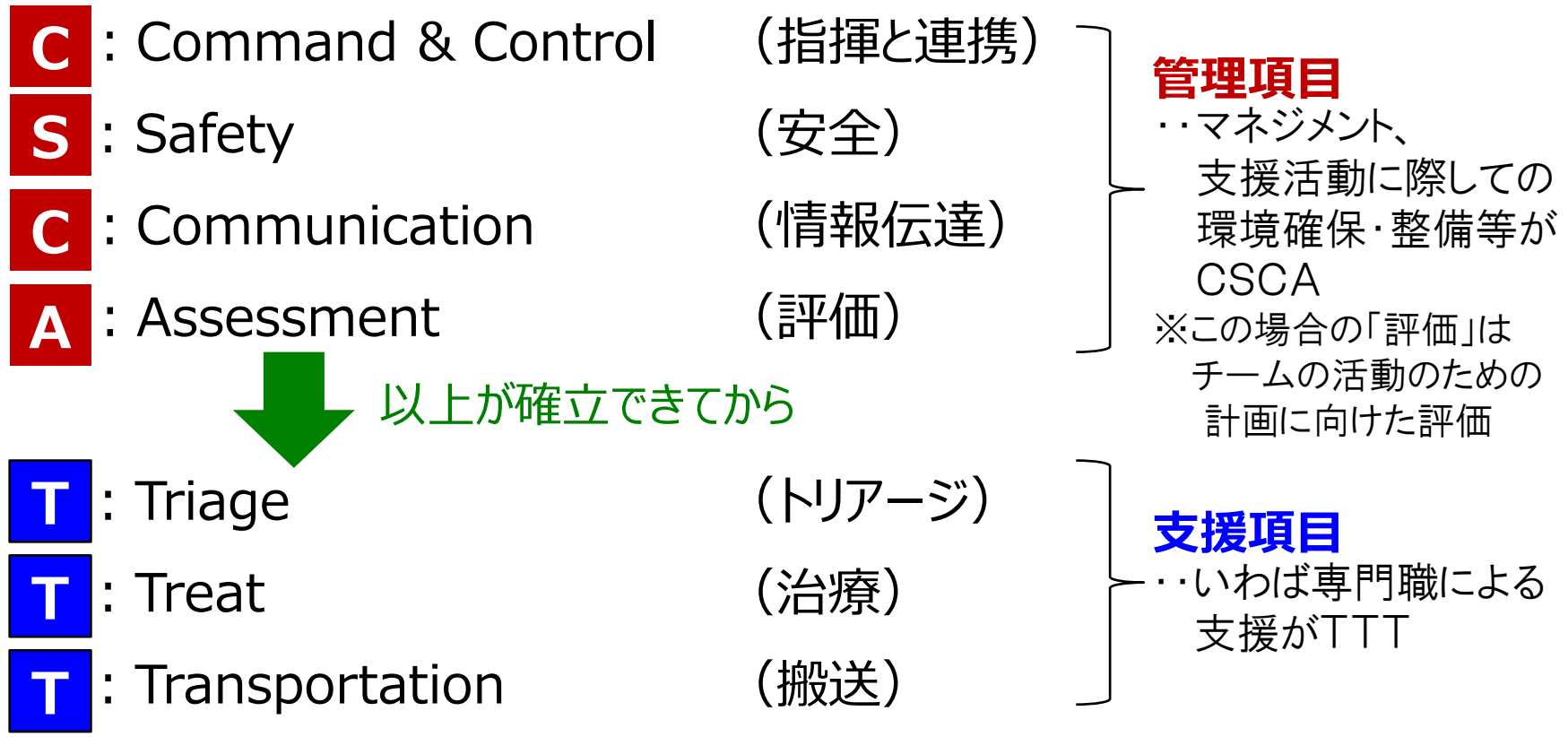
リスクの早期発見・悪化防止の活動、傾聴、交流機会
地域資源や中長期の支援活動との連携

後期：地域等への活動の引継ぎ

リスクの早期発見・悪化防止の活動、傾聴
地域資源や中長期資源へ支援を引き継いでいく

17.チーム編成とCSCATTT

日本ではDMATを中心に「CSCATTT」にもとづく災害対応の考え方が広く普及



例) DMAT隊員の編成

・医師 : 診療

・看護師 : 看護

・業務調整員 : **ロジスティクス要員**

}

}

}

医療支援項目で専門職による支援

リーダーなら医療管理項目のマネジメント

医療管理項目の環境確保・整備等

※医師看護師以外の医療職、事務職等が担っている

→この確保が活動を担保する

59

18.CSCATTTを福祉チームに置き換えるとSSS（案）

DMAT	
C S C A	Command & Control ：指揮と連携
	Safety：安全
	Communication：情報伝達
	Assessment：評価
T T T	Triage：トリアージ
	Treatment：治療
	Transport：搬送

災害派遣福祉チーム	
C S C A	Command & Control ：指揮と連携
	Safety：安全
	Communication：情報伝達
	Assessment：評価
S S S	Screening：スクリーニング
	Support：サポート
	Shift：シフト（地元）移行

管理項目

支援項目

- CSCATTTは災害の体系的な対応のために必要な考え方です。
- 「管理項目」（CSCA）は、本部・事務局が中心となって、各チーム内のロジスティック機能と連携して推進していきます。特に重要なのは、「チーム員の安全確保」。安全が確認できない限り、出動はありません。
- 「支援項目」については、皆さんの活動項目の柱となるものです。
- ここでの支援項目（案）は、SSSとして整理してみました。

19.派遣の連絡がきたら

- 気持ちの整理（まずは落ち着いて）
- 家族、上司、同僚に報告と業務の引継ぎ
- 派遣先に持参する荷物の準備（個人で準備するもの）
- 派遣先情報の確認（自分でも確認する）
- 集合場所までの移動手段の確保・確認

個人が準備する物品の例（山梨DWAT活動マニュアルより）

用途		物品
生活	衣	履きなれた外・内靴(靴底の厚いもの)、下着(冬季は重ね着できるもの)、ソックス、活動に適した上着(洗濯・乾燥しやすい物等)、帽子、防寒具
	食	携行食※、箸※・スプーン・紙皿、水筒、糖分・ビタミン・カルシウム補給食品、常用薬(多めの予備を)
	住	衛生用品(マスク※、洗面用具※、タオル類※、洗濯ロープ・バサミ・洗剤※、携帯用ティッシュ※、生理用品)、娯楽用品(本・ゲーム)、
支援活動		ウエストポーチ、事務用品、防水用袋(パウチ付など)、多目的袋(レジ袋・エコバックなど)、保温・熱中症対策ができるもの(使い捨てカイロや吸熱シート等)、虫よけスプレー、携帯用手指消毒液
情報収集		地図、携帯電話※(テレビ)・充電器※、テレホンカード、充電池・車載アダプター、携帯型 PC
貴重品等※		免許証、チーム員証、所属施設身分証、健康保険証、名刺、現金

【構成】

I．災害派遣福祉チーム（D W A T）の
使命

II．活動の流れ

III．避難所等での活動

20.災害時の要配慮者に対するDWA Tの主な活動

(山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領第5条)

- ・ スクリーニング及び福祉避難所等への誘導
- ・ 心身の状態の把握（アセスメント）
- ・ 日常生活上の支援
- ・ 相談支援
- ・ 避難所等内の環境整備
- ・ 事務局等への連絡調整

★活動（支援）内容は派遣される時期によって変わります。

スクリーニング



キッズルーム運営



相談コーナー

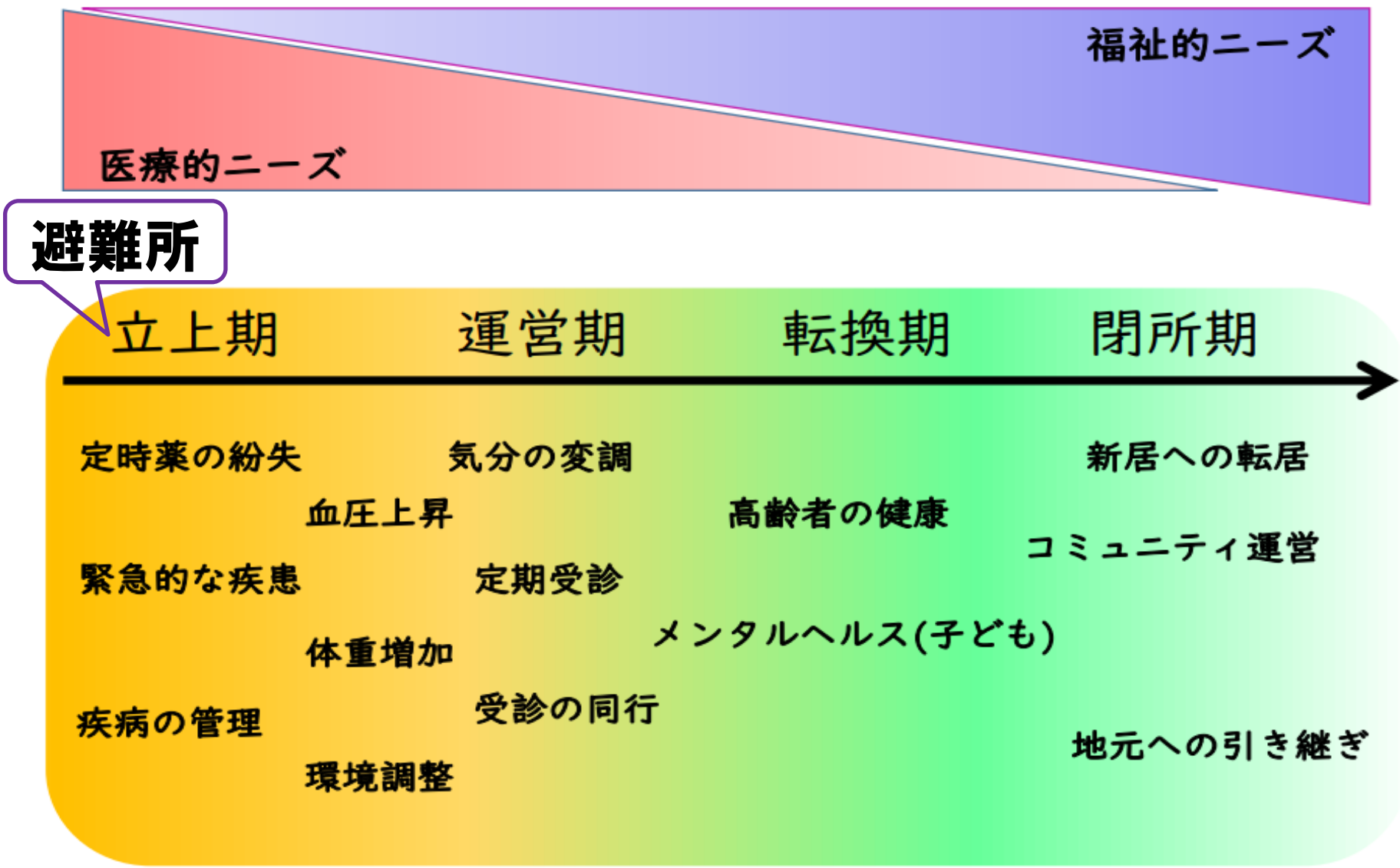


環境整備



要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者

21.フェーズによるニーズの変遷



避難所

22.感染症蔓延下での派遣場所

- 新型コロナウイルス感染症等の感染症蔓延下での派遣場所について

近年災害を経験した110の地方公共団体(47都道府県、63市町村)に内閣府よりヒアリング調査を実施

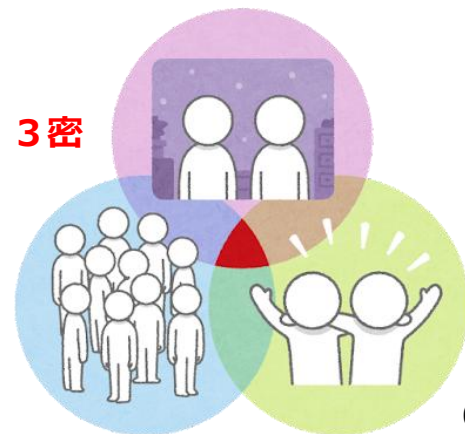
〈調査結果(令和2年5月27日)通知より〉

全ての自治体が従来の避難所に加え、新たな施設の活用を予定

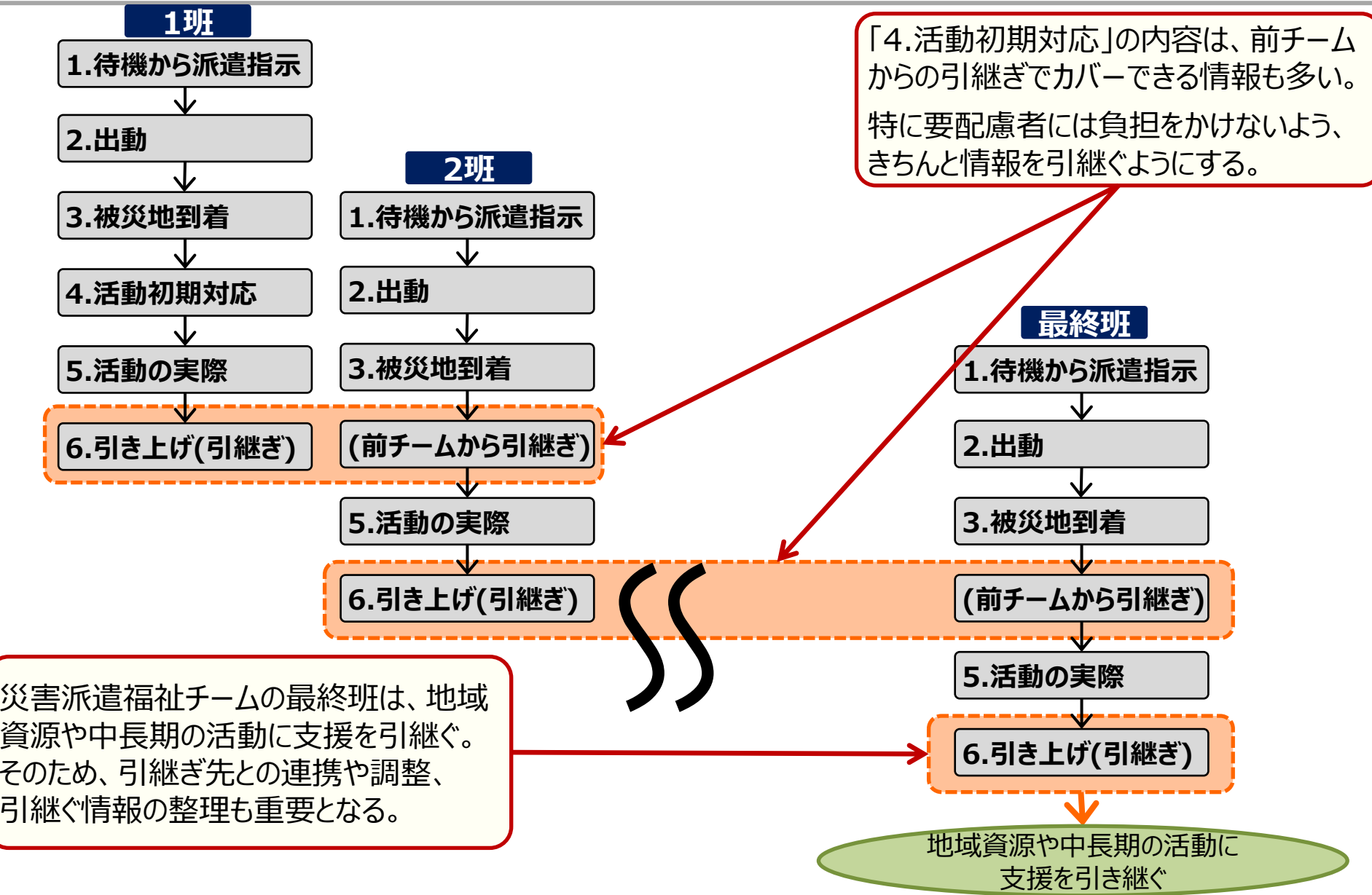
(例)新たな施設:ホテル・旅館、学校施設(体育館のみでなく教室も活用)、公民館、集会所、自治会施設、コミュニティセンター、民間施設、車中泊を想定した駐車場、グラウンド等



体育館等の避難所以外の場所への派遣依頼の可能性あり



23.災害派遣福祉チームの活動（再掲）



24.災害派遣福祉チームの活動

災害派遣福祉チームの活動の基本的な流れ

1.待機から派遣確認



2.出動



3.被災地到着



被災地での活動

4. 活動初期対応

5. 活動の実際



6.引き上げ(引継ぎ)

25.各段階で行うこと① 待機～派遣確認

DWA T 事務局	チーム員 活動項目	
法人・施設及びチーム員へ待機連絡	待機	☐ 家族、法人・施設の同意を取り、連絡手段を確認 ☐ 災害及び被災地の情報を収集 ☐ 個人携行品の準備をする
- 派遣決定後、法人・施設及びチーム員へ出動可否を照会 - 派遣チーム員決定 - 集合場所等を法人・施設及びチーム員へ連絡	派遣確認	☐ 自分が派遣に耐えうる体調かセルフチェック ☐ 法人・施設の同意確認・勤務調整を行う ☐ チーム集合場所・時間を確認し、集合場所までの移動手段を確保

26.各段階で行うこと② 出動

DWA T事務局	チーム員 活動項目	
- 被災地までの交通手段・宿泊先等を手配 - 備品等の準備	出動	☐ ① オリエンテーション ☐ ② 個人携行品のチェック・積み込み
【DWA T事務局及びチームリーダーを中心に】 ☐ ① 活動方針の確認 ☐ ② 現地関係者、DWA T事務局、チーム員との連絡方法の確認（手段、時間） ☐ ③ 不足している情報の収集 ☐ ④ 食料（調達方法等）の確認 ☐ ⑤ 移動経路（計画）の確認 ☐ ⑥ 車両の運行前点検		

27.各段階で行うこと③ 被災地到着

DWA T事務局	チーム員 活動項目	
・ 現地からの情報収集 ・ 関係法人・施設に情報配信 ・ 不足機材の購入 ・ 第2次、第3次派遣者、法人・施設への連絡調整、派遣準備	情報収集・計画作成	☐ (1) 被災市町村災害対策本部との確認 (活動承認、方針、指揮命令系統 等)
		☐ (2) 避難所での情報収集 (ライフライン、避難者数、他団体 等)
		☐ (3) 活動避難所での確認 (避難所運営体制、連絡会議の有無 等)
		☐ (4) 生活環境の確保 (宿泊場所、避難経路の確認 等)
		☐ (5) 計画作成など (計画作成、報告・周知 等)

活動のための準備・活動環境の確保

28.各段階で行うこと④ 活動初期対応

DWA T事務局	チーム員 活動項目	
・ 現地からの情報収集 ・ 関係法人・施設に情報配信 ・ 不足機材の購入 ・ 第2次、第3次派遣者、法人・施設への連絡調整、派遣準備	活動初期対応	☐ (1) 相談体制の確立 (福祉相談担当者の配置、周知 等) ☐ (2) 緊急的ニーズの発見 (スクリーニング、支援者名簿作成 等) ☐ (3) 優先的な移送 (病院、福祉施設・避難所への移送 等) ☐ (4) 必要物資の確保 (医療・福祉用具、アレルギー特別食 等) ☐ (5) 福祉避難室の確保 (管理者との協議、福祉避難室の設営 等)

活動のための準備・活動環境の確保

29.各段階で行うこと⑤ 活動の実際

DWA T事務局	チーム員 活動項目	
・ 現地からの情報収集 ・ 関係法人・施設に情報配信 ・ 不足機材の購入 ・ 第2次、第3次派遣者、法人・施設への連絡調整、派遣準備	活動の実際	☐ (1) 相談支援 (アセスメント、巡回、生活相談 等) ☐ (2) 環境整備 (生活空間の整備、バリアフリー化 等) ☐ (3) 生活支援 (情報の提供・収集、健康管理 等) ☐ (4) ルーチン業務 (ミーティング、記録、健康管理 等)

安定的に活動することで、課題の早期発見と悪化防止

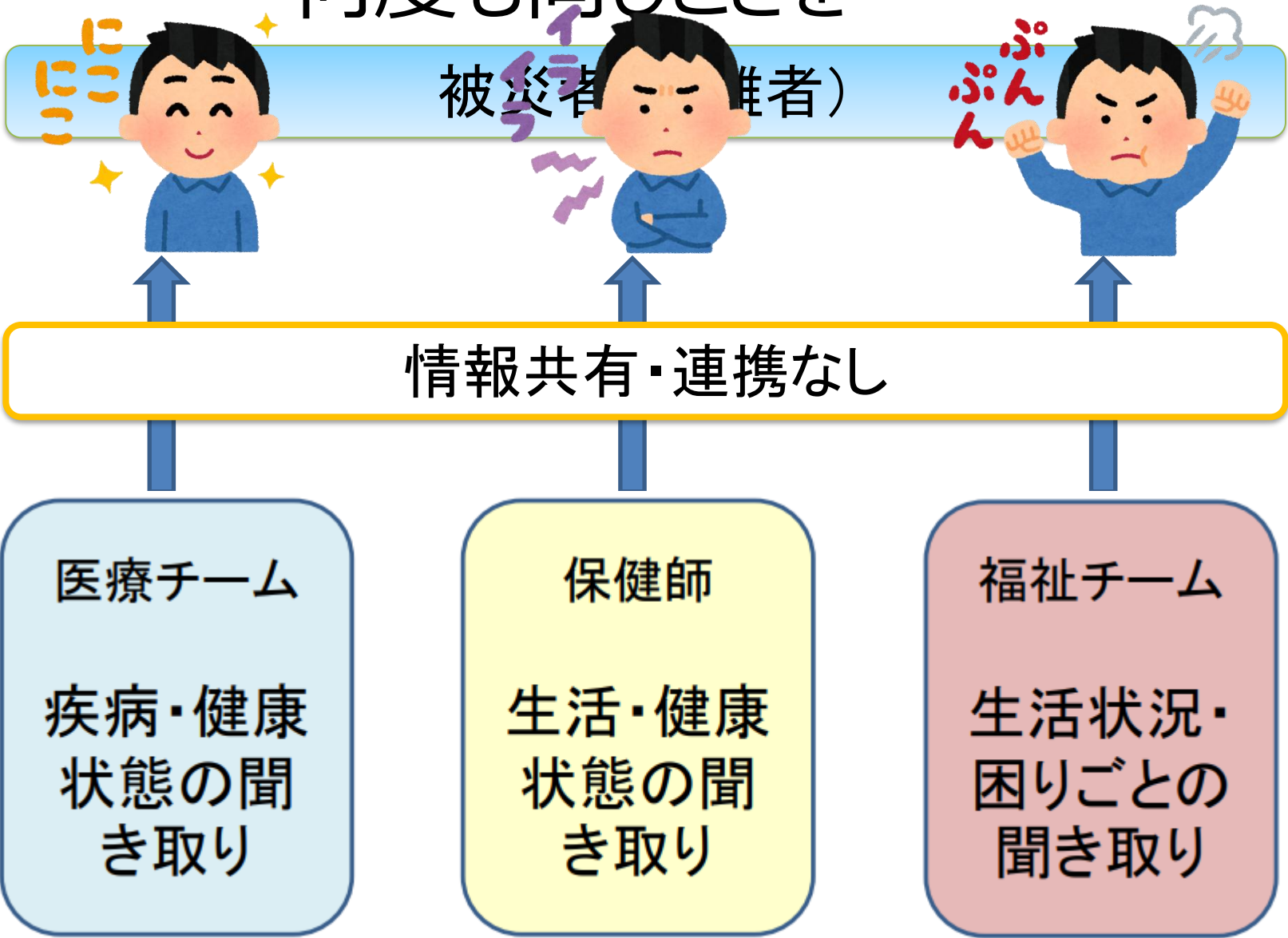
30.各段階で行うこと⑥ 引き上げ

DWA T事務局	チーム員 活動項目	
- 派遣費用の精算 - 資機材の片付け - 派遣活動報告	引き上げ	☐ (1) 引き上げ (引継ぎ、撤収) ☐ (2) 帰任 (報告書作成、メンタルヘルスケア)

支援や情報をきちんとつなぐことで、継続した支援が可能になる

3 1 .各チームが何をするのか、「連携」とは何か

何度も同じことを・・・



32.連携：応急期に避難所で活動する他職種チームの例

医療	DMAT(Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム) JMAT(Japan Medical Association Team：日本医師会災害医療チーム) NHO(国立病院機構)救護班 全国知事会救護班 AMAT(All Japan Hospital Medical Assistance Team ：全日本病院医療支援班) 日本赤十字病院救護班 JCHO(地域医療機能推進機構)救護班 国立大学付属病院救護班 済生会救護班 TMAT（：徳洲会チーム) JRAT(Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team ：日本災害リハビリテーション支援協会)	
精神	DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team：災害派遣精神医療チーム) 心のケアチーム 日赤こころのケアチーム	
保健・ 看護	DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team ：災害時健康危機管理支援チーム) 医師、保健師、薬剤師、栄養士等自治体職員で構成 保健師チーム、公衆衛生チーム、災害支援ナース 薬剤師チーム	
福祉	各種別協の協議会・職能団体によるチーム	

3 3 .災害派遣福祉チームの活動をつなぐ

災害派遣
福祉チーム
の活動

支援を引継ぐ
(支援、悪化防止や
早期発見の活動)

避難所での体制を引継ぐ
(交流機能等)

地域包括支援センター

福祉施設・事業所

民生委員・自治体（保健師）

中長期支援のボランティア団体等

市区町村社協

まちづくり協議会

被災地域

「目の前にあるさまざまなカベ・課題は、
連携・協働によって乗り越えられる」



派遣中は、業務や生活面で不自由なことが多くあります。
現場にある資機材等を創意工夫し、臨機応変に活動してください。
チームワークを大切に、職種にこだわることなく、自己の健康管理に留意し、被災者支援のために活動していただきますよう、ご協力をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。